有価証券報告書の作成要領

（サステナビリティ関連財務開示編）

（2025 年 3 月期提出用）

公益財団法人 財務会計基準機構

サステナビリティ基準委員会

凡　　例

開示府令	·····	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
開示ガイドライン	·····	企業内容等の開示に関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
適用基準	·····	サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
一般基準	·····	サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」
気候基準	·····	サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」

本資料利用にあたっての留意事項

1. 本資料は、財務会計基準機構が発行する「有価証券報告書の作成要領」（2025 年 3 月期提出用）の分冊であり、2025 年 3 月期有価証券報告書における「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」を作成するにあたり、任意でサステナビリティ開示基準（サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）が開発した基準をいう。以下同じ。）に従った開示を行う場合に参照することを想定し、作成したものである。このため、本資料は「有価証券報告書の作成要領」（2025 年 3 月期提出用）とあわせて利用しなければならない。

　なお、本資料は、2025 年 3 月期有価証券報告書においてサステナビリティ開示基準に従った開示を行わない場合に参照することを想定していない。

2. 本資料は、2025 年 3 月期有価証券報告書を作成するにあたって 2025 年 3 月 31 日までに公表された法令等を原則として掲載している。

3. 本資料は、財務会計基準機構内に設置された「有価証券報告書等開示内容検討会サステナビリティ分科会」（以下「分科会」という。）において議論された結果等を反映して作成したものである。

4. 本資料に記載されている「記載事例」等は、あくまでも記載事項の趣旨や考え方を示すことが目的である。実際の適用にあたっては、サステナビリティ開示基準等を踏まえ、各企業の経営実態等に即し各社の状況を分かりやすく記載する必要があると考えられる。

　なお、本資料は、各「記載事例」間の整合性を考慮して作成していない。

5. 本資料に記載されている「記載事例」において、破線で囲まれている部分は、「省略可能な事項」又は「該当する場合には記載すべき事項」を示している。また、角の丸い実線で囲まれている部分は、「記載事例を活用するにあたって参考となる事項」を示している。

6. 本資料に記載されている「作成にあたってのポイント」において、法令等の根拠によるもの以外に、分科会において法令等の制定の趣旨等を考慮して開示することが望ましいと考えられたものも含めて記載している。

本資料の使い方

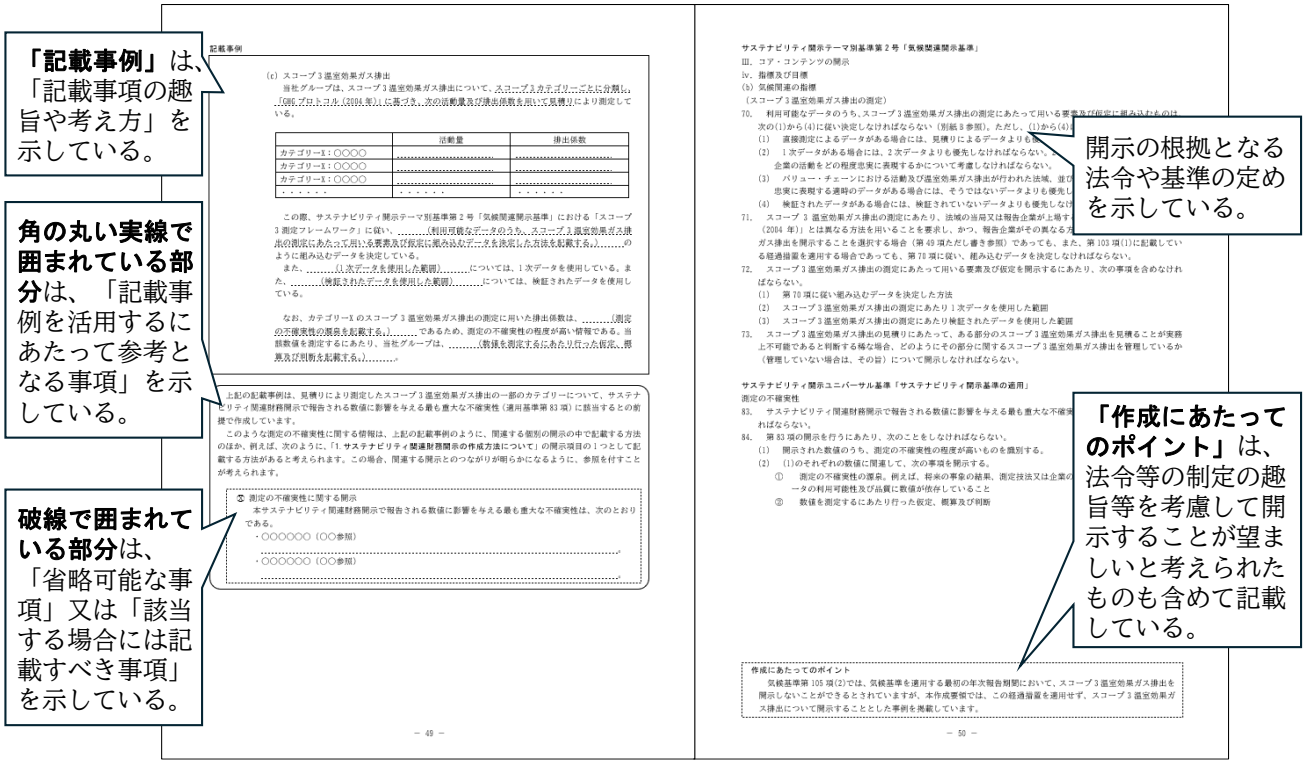

「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」等の企業情報の開示に関する情報及び「サステナビリティ情報の開示に関する主な改正内容・改正後の法令等」、「サステナビリティ情報開示に関する金融庁の考え方」等のサステナビリティ情報の開示に関する特集ページが金融庁のウェブサイトに集約されています。

- 金融庁ウェブサイト
  企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）
  https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html
  サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ
  https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html

また、サステナビリティ開示基準の解説や基準において参照している文書の入手方法など、サステナビリティ開示基準の適用にあたり参考となる情報が SSBJ のウェブサイトで公表されています。

- サステナビリティ基準委員会（SSBJ）ウェブサイト
  https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2025-0305.html

これらのウェブサイトは、2025 年 3 月期有価証券報告書を作成するにあたっての参考になるものと考えられます。

本　書　の　目　次

第一部　企業情報

第２　事業の状況

2．サステナビリティに関する考え方及び取組 …… 3

(1) サステナビリティ関連財務開示 …… 3

1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について …… 3

① 全般的情報 …… 3

② ガイダンスの情報源に関する情報 …… 11

2．ガバナンス …… 19

① ガバナンス機関又は個人 …… 19

② 経営者の役割 …… 19

3．戦略 …… 23

① 概要 …… 23

［時間軸ごとに説明する場合］ …… 27

② サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別 …… 27

③ サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分 …… 27

④ サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在与えている影響 …… 27

⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会が将来与えると予想される影響 …… 27

［識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに説明する場合］ …… 29

⑥ 気候レジリエンス …… 33

⑦ レジリエンス …… 33

4．リスク管理 …… 39

① サステナビリティ関連のリスクの識別等及びモニタリングを行うためのプロセス及び関連する方針 …… 39

② サステナビリティ関連の機会の識別等及びモニタリングを行うためのプロセス …… 39

③ 上記プロセスと全体的なリスク管理プロセスとの関連性等 …… 39

5．指標及び目標 …… 43

（気候関連）

① 温室効果ガス排出 …… 43

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示 …… 43

温室効果ガス排出に関する開示 …… 53

② 気候関連の移行リスクに関する開示 …… 67

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示 …… 67

④ 気候関連の機会に関する開示 …… 67

⑤ 資本投下に関する開示 …… 69

⑥ 内部炭素価格に関する開示 …… 71

⑦ 報酬に関する開示 …… 73

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示 …… 77

（○○○○関連）

① 指標 …… 81

② 目標 …… 81

6．後発事象 …… 85

(2) 人的資本に関する開示 …… 87

「記述情報の開示に関する原則」（金融庁　2019年3月19日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント

望ましい開示に向けた取組みとして、内容の理解を促進するために、図表、グラフ、写真等の補足的なツールを用いたり、前年からの変化を明確に表示したりするなど、投資家の分かりやすさを意識した記載が期待されるとされています。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

記載事例

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) サステナビリティ関連財務開示

1. **サステナビリティ関連財務開示の作成方法について**

① 全般的情報

当社グループのサステナビリティ関連財務開示は、任意で、サステナビリティ開示基準（サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が開発した基準をいう。以下同じ。）に準拠して作成している。

本サステナビリティ関連財務開示は、当連結会計年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）を報告期間として作成している。なお、本サステナビリティ関連財務開示は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第73項(2)に基づき、比較情報を開示していない。

本サステナビリティ関連財務開示は、〇年〇月〇日（公表承認日）に、〇〇〇〇によって承認されている。

企業内容等の開示に関する内閣府令

（第三号様式記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～d　（略）

e　「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

f～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(2)～(10)（略）

(10-2)　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(30-2)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(30-2)　サステナビリティに関する考え方及び取組

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

a　ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。

b　戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。c において同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。c において同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。

c　b の規定にかかわらず、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。

(a)　人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。

(b)　(a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

〔開示ガイドライン〕

5－16－2　有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下 5－16－2 及び 5－16－4 において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

MEMO

〔開示ガイドライン〕

5－16－4　開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式記載上の注意(54)i に規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30-2)a から c まで又は同様式記載上の注意(54)i に規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。

また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。

5－16－5　開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式記載上の注意(30-2)c(b)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意（29）に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第 1 の 5「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示

Ⅳ．識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別

ⅰ．ガイダンスの情報源

(a) 重要性がある情報の識別

48.　サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない。

適正な表示

Ⅰ．原　則

21.　サステナビリティ開示基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならない。

22.　情報に重要性がない場合、サステナビリティ開示基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はない。たとえサステナビリティ開示基準において、具体的な開示項目を列挙していたり、最低限開示すべき事項を定めていたりする場合であっても、情報に重要性がないときには、これを開示する必要はない。

準拠表明

78.　法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合、当該法令の名称を開示しなければならない。法令の定めに基づかず任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合、その旨を開示しなければならない。

79.　サステナビリティ関連財務開示が、サステナビリティ開示基準のすべての定めに準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明しなければならない。サステナビリティ開示基準のすべての定めに準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示がサステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない。

80.　第 11 項又は第 13 項のいずれかの定めにより開示しないこととした情報項目がある場合であっても、サステナビリティ開示基準に準拠していると記述することができる。

報告のタイミング

Ⅳ．公表承認日

70.　サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない。

MEMO

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

比較情報

Ⅰ．比較情報の開示

73.　当報告期間に開示されるすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示しなければならない。また、当報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示しなければならない。ただし、いずれにおいても、次のいずれかに該当する場合、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができる。

(1)　法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合における当該法令又はサステナビリティ開示基準が、前報告期間に係る比較情報を開示することを禁止しているか、前報告期間に係る比較情報を開示しないことを容認しているとき

(2)　任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合

適用時期等

Ⅱ．経過措置

ⅱ．任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合

96.　本基準を適用する最初の年次報告期間において、「気候基準」に準拠して気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができる。この場合、気候関連のリスク及び機会についての情報の開示に関連する限りにおいて、本基準の定めを適用しなければならない。この経過措置を適用する場合、その旨を開示しなければならない。

情報の記載場所

Ⅲ．相互参照

64.　サステナビリティ開示基準で要求する情報は、次のすべての要件を満たす場合、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。

(1)　法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合で、当該法令が、相互参照により開示を行うことを禁止していない。

(2)　相互参照により含まれる情報がサステナビリティ関連財務開示の一部となり、サステナビリティ開示基準の定めに準拠している。例えば、当該情報は、第 17 項及び第 18 項に定める有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を有する情報であることが必要である。

(3)　相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で利用可能であり、サステナビリティ関連財務開示が利用可能となる時点で利用可能となっている。

(4)　サステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。

65.　サステナビリティ関連財務開示の公表を承認する機関又は個人は、相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う。

66.　サステナビリティ開示基準で要求する情報が相互参照により含められる場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が報告されている報告書を明瞭に識別し、当該報告書の入手方法を説明しなければならない。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 「(1) サステナビリティ関連財務開示」の記載事例（3 頁から 86 頁参照）は、2023 年 1 月に改正された開示府令に基づき、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、任意でサステナビリティ開示基準のすべての定めに従った開示を行うとの前提で作成しています。

なお、サステナビリティ開示基準に従った開示を行ったとしても、必ずしも開示府令の規定を満たしたことにはならない場合があり、別途検討が必要と考えられます。例えば、サステナビリティ開示基準を適用した結果として、サステナビリティ関連財務開示において、第二号様式記載上の注意(30-2)c(b)に規定される記載が含まれていない場合、別途、人的資本に関する開示（87 頁から 90 頁参照）を行う必要があると考えられます。

② サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならないとされています（適用基準第 48 項）。一方、情報に重要性がない場合、サステナビリティ開示基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はないとされています（適用基準第 22 項）。また、サステナビリティ開示基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならないとされています（適用基準第 21 項）。

③ 任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合においても、サステナビリティ開示基準に準拠している旨の記述（準拠表明）を行うためには、サステナビリティ開示基準のすべての定めに準拠することが要求されています（適用基準第 78 項から第 80 項）。

なお、サステナビリティ開示基準では、サステナビリティ関連財務開示が、サステナビリティ開示基準のすべての定めに準拠している場合にのみ、明示的かつ無限定の準拠の旨を表明しなければならないとされており、限定付きでサステナビリティ開示基準に準拠していると記述することは認められていません（適用基準第 79 項及び BC155 項）。このため、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示を行うにあたり、本作成要領を部分的に参考にすることはできますが、その場合、サステナビリティ開示基準のすべての定めに準拠してはいないため、サステナビリティ開示基準に準拠していると誤解されるような記載を行ってはならないことに留意が必要です。

④ 適用基準第 73 項(2)では、任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができるとされています。本作成要領では、この定めに従い、前報告期間に係る比較情報を開示しないこととした事例を掲載しています。

⑤ 適用基準第 96 項では、適用基準を適用する最初の年次報告期間において、「気候基準」に準拠して気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができるとされていますが、本作成要領では、この経過措置を適用せず、気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報も開示することとした事例を掲載しています。

⑥ サステナビリティ開示基準の定めに従い経過措置を適用する場合、その旨をそれぞれ開示しなければならないとされています（適用基準第 96 項及び気候基準第 105 項）。経過措置を適用する場合、「1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について」の「①全般的情報」（3 頁参照）において、その旨を記載することが考えられます。

⑦ 適用基準において、報告期間について開示することは要求されていませんが、「1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について」の「①全般的情報」（3 頁参照）の記載事例では、分かりやすさの観点から報告期間について記載しています。

⑧ サステナビリティ関連財務開示の公表承認日に関する開示（適用基準第 70 項）を行うにあたり、各企業において、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人を定め、当該機関又は個人がサステナビリティ関連財務開示を公表することを承認した日を公表承認日とすることが必要となると考えられます（適用基準 BC140 項）。当該機関又は個人及び公表承認日は、該当ある場合、関連する財務諸表（又は有価証券報告書）を公表することを承認する権限を有する機関又は個人及び関連する財務諸表（又は有価証券報告書）の公表承認日と異なる場合もあると考えられます。

⑨ サステナビリティ開示基準で要求される情報は、適用基準第 64 項に掲げるすべての要件を満たす場合、有価証券報告書の他の箇所に記載し、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができると考えられます。ただし、相互参照は、正確に特定された部分に対して行わなければならないとされています（適用基準第 66 項）。

記載事例

② ガイダンスの情報源に関する情報

ガイダンスの情報源には、「適用しなければならない」と定められているもの、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」と定められているもの及び「参照し、その適用可能性を考慮することができる」と定められているものがあり、どのガイダンスの情報源を適用したのかについては、企業によって異なることが考えられます。このため、ガイダンスの情報源に関する情報の開示についてもさまざまな記載方法が考えられることから、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

以下（11 頁及び 13 頁）では、例として、次の前提に基づく記載事例を示しています。

・自社グループに関連する産業を、サステナビリティ開示基準及び SASB スタンダード（2023 年 12 月最終改訂）に照らし特定する。

・サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、サステナビリティ開示基準を適用することに加え、自社グループに関連する産業に関する SASB スタンダード（2023 年 12 月最終改訂）及びその他のガイダンスの情報源を適用する。

・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別にあたり、サステナビリティ関連のリスク A については、当該リスクに具体的に適用されるサステナビリティ開示基準である気候基準を適用し、サステナビリティ関連のリスク B については、自社グループに関連する産業に関する SASB スタンダード（2023 年 12 月最終改訂）を適用する。また、サステナビリティ関連の機会 C については、その他のガイダンスの情報源を適用する。

（ガイダンスの情報源によって特定された産業）

当社グループが行う事業及びビジネス・モデルが（簡潔に理由を記載する。）であることに鑑み、当社グループに関連する産業として、次の産業を特定している。

・○○産業

・○○産業

（サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別）

当社グループは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用した。また、上記の分析に基づき、○○産業及び○○産業に関する SASB スタンダード（2023 年 12 月最終改訂）を適用した。これらのほか、（簡潔に理由を記載する。）であることから、（具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他のガイダンスの情報源を記載する。）を適用した。

（ガイダンスの情報源に記載されているサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、どのリスク及び機会を識別したのかについて、検討した内容を簡潔に記載する。）。

その結果、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会として、次のリスク及び機会を識別した。

気候関連

・○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク A）

・・・・・・・

○○○○関連

・○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク B）

・○○○○○○（サステナビリティ関連の機会 C）

・・・・・・・

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示

Ⅱ．サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

ⅰ．ガイダンスの情報源

(b)「適用しなければならない」情報源

40. 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用しなければならない。

(c)「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源

41. 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用すること（第 40 項参照）に加え、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

42. 第 41 項について、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）に代えて、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

(d)「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源

43. 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用すること（第 40 項参照）に加え、次のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

(1) ISSB が公表する IFRS サステナビリティ開示基準及び付属するガイダンス

(2) IFRS 財団が公表する「水関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンス」（以下あわせて「『CDSB フレームワーク適用ガイダンス』」という。）

(3) 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体（ISSB を含む。）による直近の公表文書

(4) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会

Ⅳ．識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別

ⅰ．ガイダンスの情報源

(b) 具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在する場合

50. 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報を開示するために適用される定めを識別するにあたり、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される、サステナビリティ開示基準の定めを適用しなければならない。

(c) 具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在しない場合

51. サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される定めが、サステナビリティ開示基準に存在しない場合、次のような情報を識別するために判断を行わなければならない。

(1) 主要な利用者の意思決定に関連性がある情報

(2) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する情報

（「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源）

52. 第 51 項で記述された判断を行うにあたり、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）に含まれる、開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

53. 第 52 項について、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）に代えて、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

記載事例

（識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別）

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク A）については、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」を適用し、同基準において要求されている情報を開示している。

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク B）については、当該リスクに具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在しないため、当該リスクを識別する際に適用した、○○産業に関する SASB スタンダード（2023 年 12 月最終改訂）を適用した。

（ガイダンスの情報源に記載されている指標等のうち、どの指標等について開示することとしたのかについて、検討した内容を簡潔に記載する。）。

その結果、○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク B）に関する重要性がある情報として、次の情報を開示している。

・○○○○○○

・○○○○○○

［開示しない SASB スタンダードの指標について、開示しない理由とともに記載する場合］

（本文に追記）

なお、SASB スタンダード（2023 年 12 月最終改訂）の指標のうち、○○○○については（簡潔に理由を記載する。）のため、開示していない。

○○○○○○（サステナビリティ関連の機会 C）については、当該機会に具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在しないため、当該機会を識別する際に適用した、（具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他のガイダンスの情報源を記載する。）を適用した。

（ガイダンスの情報源に記載されている指標等のうち、どの指標等について開示することとしたのかについて、検討した内容を簡潔に記載する。）。

その結果、○○○○○○（サステナビリティ関連の機会 C）に関する重要性がある情報として、次の情報を開示している。

・○○○○○○

・・・・・・

上記（11 頁及び 13 頁）の記載事例は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、どのガイダンスの情報源を適用するかの決定、並びにサステナビリティ関連財務開示に含める重要性がある情報の識別について、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断（適用基準第 81 項）に該当するとの前提で作成しています。

このような判断に関する情報は、上記の記載事例のように、関連する個別の開示の中で記載する方法のほか、例えば、次のように、「1. **サステナビリティ関連財務開示の作成方法について**」（3 頁から 18 頁参照）の開示項目の 1 つとして記載する方法があると考えられます。この場合、関連する開示とのつながりが明らかになるように、参照を付すことが考えられます。

ⓧ 判断に関する開示

本サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で行った判断のうち、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断は、次のとおりである。

・○○○○○○（○○参照）

。

・○○○○○○（○○参照）

。

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示

Ⅳ．識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別

ⅰ．ガイダンスの情報源

(c) 具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在しない場合

（「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源）

54. 第 51 項で記述された判断を行うにあたり、サステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、次のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

(1) ISSB が公表する IFRS サステナビリティ開示基準及び付属するガイダンス

(2) IFRS 財団が公表する「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」

(3) 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体（ISSB を含む。）による直近の公表文書

(4) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって開示された情報（指標を含む。）

55. 第 51 項で記述された判断を行うにあたり、主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用であり、また、サステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、次のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

(1) グローバル・レポーティング・スタンダード・ボード（GSSB）が公表する「GRI サステナビリティ・レポーティング・スタンダード」（以下「『GRI スタンダード』」という。）

(2) 欧州連合（EU）の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に定められる「欧州サステナビリティ報告基準」（以下「『ESRS』」という。）

Ⅴ．ガイダンスの情報源に関する情報の開示

60. ガイダンスの情報源に関する情報として、次の事項を開示しなければならない。

(1) サステナビリティ関連財務開示を作成（該当ある場合には、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」における開示トピックの識別を含む。）するにあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他のガイダンスの情報源

(2) サステナビリティ関連財務開示を作成（適用される指標の識別を含む。）するにあたり適用した、サステナビリティ開示基準、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業

61. 第 60 項における、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」には、第 42 項又は第 53 項に従い改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することとした場合の「SASB スタンダード」が含まれる。

判　断

81. 数値の見積りを伴うもの（第 83 項参照）とは別に、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報を開示しなければならない。

MEMO

作成にあたってのポイント

① ガイダンスの情報源に関する情報の開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

② 適用基準 BC81 項では、どのような場合に「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たすことになるのかという点に関して、考慮したガイダンスに記載されている事項について網羅的に検討することを想定しておらず、例えば、どの産業のガイダンスを参照することとしたのか、当該産業に関するガイダンスに記載されているリスク及び機会のうち、どれを企業のリスク及び機会として識別したのか、当該産業に関するガイダンスにおけるリスク及び機会について記載されている指標等のうち、どれについて開示することとしたのか等について、その理由を検討することが考えられるとされています。

また、適用基準 BC82 項では、どのガイダンスの情報源を適用すべきかの決定が、適用基準第 81 項に基づく、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報の開示対象となった場合には、企業が検討した事項の全部又は一部について、サステナビリティ関連財務開示に記載することもあると考えられるとされており、この定めを適用するにあたり、考慮した特定のガイダンスの情報源を適用した旨を開示するとともに、他のガイダンスの情報源についても考慮したものの、当該他のガイダンスの情報源を適用しなかった旨も開示することが必要となる場合があるとされています。

記載事例（法令の定めにより開示しない情報がある場合）

ⓧ 法令の定めにより開示しない情報

サステナビリティ開示テーマ別基準第〇号「〇〇〇〇」第〇項において開示が要求されている〇〇〇〇に関して、〇〇国の（開示しない根拠となる法令の名称）では、（開示しない情報の種類）を開示することが禁止されている。このため、本サステナビリティ関連財務開示において報告する〇〇〇〇については、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第 11 項に従い、〇〇国に所在する子会社の情報を含めていない。

記載事例（商業上の機密であるため開示しない情報がある場合）

ⓧ 商業上の機密であるため開示しないサステナビリティ関連の機会に関する情報

サステナビリティ開示テーマ別基準第〇号「〇〇〇〇」第〇項において開示が要求されている〇〇〇〇に関して、（開示しないこととした情報項目）については、商業上の機密であると判断したため、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第 13 項に従い、本サステナビリティ関連財務開示において報告する情報に含めていない。

「法令の定めにより開示しない情報」及び「商業上の機密であるため開示しないサステナビリティ関連の機会に関する情報」については、上記の記載事例のように、「1. **サステナビリティ関連財務開示の作成方法について**」（3 頁から 18 頁参照）の開示項目の 1 つとして記載する方法のほか、関連する個別の開示の中で上記の記載事例の内容を記載する方法があると考えられます。

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

法令との関係

11. サステナビリティ開示基準で要求する情報が、企業が活動する法域の法令によって開示することが禁止されている場合、これを開示する必要はない。法令によって開示することが禁止されていることを理由に重要性がある情報を開示しない場合、開示しない情報の種類及び開示しない根拠となる法令の名称を開示しなければならない。

12. 企業が活動する法域の法令によって開示しないことが容認される情報であっても、重要性があるサステナビリティ関連財務情報は開示しなければならない。

商業上の機密情報

13. 次のすべての要件を満たす場合、かつ、その場合に限り、サステナビリティ関連の機会に関する情報が、商業上の機密であると企業が判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準で要求する情報であり、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができる。
    (1) 当該情報が、一般に利用可能となっていない。
    (2) 当該情報を開示することにより、機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得る。
    (3) 機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示に関する定めの目的を満たすことができるように（例えば、集約して）当該情報を開示することができないと企業が判断している。

14. 第 13 項の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、第 13 項に従い開示していない旨を開示しなければならない。

15. 第 13 項の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告期間の末日において、開示しないための第 13 項の要件がすべて満たされているかどうかを再評価しなければならない。

16. 第 13 項の定めは、サステナビリティ関連のリスクに関して、また、幅広くサステナビリティ関連財務情報を開示しない根拠として用いてはならない。

記載事例

2. ガバナンス

① ガバナンス機関又は個人

当社グループでは、（サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名）が、グループ全体のサステナビリティ関連のリスク及び機会を監督する責任を負っている。

② 経営者の役割

当社グループでは、

適用基準第 31 項(2)では、つながりのある情報を提供するにあたり、サステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な繰り返しを避けなければならないとされています。

このため、ガバナンスに関する開示についても、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられます。

例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、気候関連のリスク及び機会）について、別途、監督に責任を負うガバナンス機関又は当該責任を負う個人を置いている場合、次のように、ガバナンスに対する全体的なアプローチを記述したうえで、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会について採用するアプローチに関しては、具体的な記述を追加することが適切である場合があると考えられます。

2. ガバナンス

① ガバナンス機関又は個人

（全社共通）

当社グループでは、（サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名）が、グループ全体のサステナビリティ関連のリスク及び機会を監督する責任を負っている。

（気候関連）

サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、気候関連のリスク及び機会については、

（○○○○関連）

サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、○○○○関連のリスク及び機会については、

サステナビリティ開示テーマ別基準第１号「一般開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅱ．ガバナンス

(a) 開示目的

8.　ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。

(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人

9.　第 8 項の目的を達成するため、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関して、次の事項を開示しなければならない。

(1)　サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名

(2)　サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、(1)の機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか

(3)　(1)の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかについて、どのように判断しているか

(4)　(1)の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか

(5)　(1)の機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか（(1)の機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む。）

(6)　(1)の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標の達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（第 39 項参照）。これには、次の事項が含まれる。

①　関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれている場合、どのように含まれているか

②　関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていない場合、その旨

(c) 経営者の役割

10.　第 8 項の目的を達成するため、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関して、次の事項を開示しなければならない。

(1)　具体的な経営者若しくはこれに準ずる者（本項において「経営者等」という。）又は経営者等が関与する委員会その他の機関への役割の委任に関する次の情報

①　役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されている場合、次の事項

ア．　経営者等の役職名又は委員会その他の機関の名称

イ．　経営者等又は委員会その他の機関に対し、どのように監督が実施されているか

②　役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されていない場合、その旨

(2)　経営者によるサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する次の情報

①　経営者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するために、所定の統制及び手続を用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか

②　経営者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するために、所定の統制及び手続を用いていない場合、その旨

サステナビリティ開示テーマ別基準第２号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅰ．ガバナンス

(a) 開示目的

9.　ガバナンスに関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。

MEMO

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅰ. ガバナンス

(b) 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人

10. 第9項の目的を達成するため、気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関して、次の事項を開示しなければならない。

(1) 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名

(2) 気候関連のリスク及び機会に関する責任が、(1)の機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか

(3) (1)の機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかについて、どのように判断しているか

(4) (1)の機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか

(5) (1)の機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか((1)の機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む。)

(6) (1)の機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標の達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか(第92項から第99項参照)。これには、次の事項が含まれる。

① 関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれている場合、どのように含まれているか(第84項(1)及び第85項参照)

② 関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていない場合、その旨(第84項(2)参照)

(c) 経営者の役割

11. 第9項の目的を達成するため、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関して、次の事項を開示しなければならない。

(1) 具体的な経営者若しくはこれに準ずる者(本項において「経営者等」という。)又は経営者等が関与する委員会その他の機関への役割の委任に関する次の情報

① 役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されている場合、次の事項

ア. 経営者等の役職名又は委員会その他の機関の名称

イ. 経営者等又は委員会その他の機関に対し、どのように監督が実施されているか

② 役割が具体的な経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関に委任されていない場合、その旨

(2) 経営者による気候関連のリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する次の情報

① 経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、所定の統制及び手続を用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか

② 経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、所定の統制及び手続を用いていない場合、その旨

(d) 不必要な繰り返しの回避

12. 第10項及び第11項の定めを満たすための開示を作成するにあたり、「適用基準」に従い、不必要な繰り返しを避けなければならない(「適用基準」第31項(2))。例えば、企業は第10項及び第11項により要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを避けることになる。

作成にあたってのポイント

① ガバナンスに関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

② 一般基準第9項及び第10項並びに気候基準第10項及び第11項に基づき開示するガバナンスに関する情報は、適用基準第64項に掲げるすべての要件を満たす場合、有価証券報告書の他の箇所に記載し、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができると考えられます。

記載事例

3. 戦略

① 概要

当社グループは、

（サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルを記載する。）

。

サステナビリティ開示テーマ別基準第１号「一般開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅲ．戦　略

(a) 開示目的

11.　戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。

12.　具体的には、次の事項を開示しなければならない。

(1)　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会（第 14 項参照）

(2)　(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響（第 15 項参照）

(3)　(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響（第 16 項から第 22 項参照）

(4)　(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（第 23 項参照）

(5)　(1)のサステナビリティ関連のリスクに関連する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス（第 24 項から第 27 項参照）

13.　第 12 項(2)から(4)の事項は、第 12 項(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて開示しなければならない。また、第 12 項(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、相互に関連し合う複数のリスク及び機会については、「適用基準」第 29 項(1)に従い、関連する項目の間のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない。

サステナビリティ開示テーマ別基準第２号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅱ．戦　略

(a) 開示目的

13.　戦略に関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。

14.　具体的には、次の事項を開示しなければならない。

(1)　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会（第 17 項から第 19 項参照）

(2)　(1)の気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響（第 20 項参照）

(3)　(1)の気候関連のリスク及び機会の財務的影響（第 21 項から第 27 項参照）

(4)　(1)の気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定（気候関連の移行計画を含む。）に与える影響（第 28 項及び第 29 項参照）

(5)　(1)の気候関連のリスク及び機会を考慮した企業の戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンス（第 30 項から第 39 項参照）

15.　第 14 項(2)から(4)の事項は、第 14 項(1)の気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて開示しなければならない。また、第 14 項(1)の気候関連のリスク及び機会のうち、相互に関連し合う複数のリスク及び機会については、「適用基準」第 29 項(1)に従い、関連する項目の間のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない。

16.　第 20 項から第 39 項に従った開示の作成にあたり、産業横断的指標等（第 46 項参照）、及び国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表する「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（2023 年 6 月公表）（以下「『産業別ガイダンス』」という。）に定義されている、開示トピックに関連する産業別の指標（第 86 項参照）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 一般基準及び気候基準では、戦略に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルを開示することを求める定めはないものの、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略を理解できるようにするという開示目的（一般基準第 11 項及び気候基準第 13 項）を達成するため、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルについて開示することが考えられます。

② 適用基準第 31 項(2)では、サステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な繰り返しを避けなければならないとされています。このため、戦略に関する開示についても、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略が統合的に策定されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合された戦略の開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられます。例えば、全社共通についての記載と、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての記載とに、分けて開示することが考えられます。

記載事例

戦略に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

以下では、例として、次の記載事例を示しています。

・時間軸ごとに説明する場合の記載事例

・識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに説明する場合の記載事例

［時間軸ごとに説明する場合］

② サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

「1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について」の「② ガイダンスの情報源に関する情報」に記載したとおり、当社グループは、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会として、次のものを識別している。

気候関連

・○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク A）

・・・・・・・

○○○○関連

・○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク B）

・○○○○○○（サステナビリティ関連の機会 C）

・・・・・・・

当社グループは、これらのリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る時間軸について、「短期」、「中期」及び「長期」をそれぞれ（企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義を記載する。）と定義している。これは、当社グループが戦略的意思決定に用いる計画期間と（関係を記載する。）。

当社グループは、（時間軸ごとに、影響が生じると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について説明する。）に関するリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込んでいる。

③ サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分

②において識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会は、

（ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分を記載する。）

。

④ サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在与えている影響

②において識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会は、当連結会計年度において、

次の事項を含めて開示する。

・ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

・財務的影響

・戦略及び意思決定に与える影響

。

⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会が将来与えると予想される影響

②において識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会は、

次の事項を含めて開示する。

・ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

・財務的影響

・戦略及び意思決定に与える影響

。

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅲ．戦　略

(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会

14.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。

(1)　「適用基準」第 36 項に従い識別した、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会

(2)　(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、その影響が生じると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期により表す。）

(3)　企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義

(4)　(3)の定義と企業が戦略的意思決定に用いる計画期間との関係

(c) ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

15.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。

(1)　サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えている影響

(2)　サステナビリティ関連のリスク及び機会が将来の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えると予想される影響

(3)　企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分

(d) 財務的影響

（財務的影響の開示）

16.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

(1)　現在の財務的影響

サステナビリティ関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響

(2)　予想される財務的影響

サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響

17.　第 16 項(1)及び(2)について、具体的には、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。

(1)　サステナビリティ関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響

(2)　(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの

(3)　サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態の変化に関する見込み。この開示を作成するにあたり、次の事項を考慮しなければならない。

①　企業の投資計画及び処分計画（契約上約束していない計画を含む。）

②　企業の戦略を遂行するための資金計画

(4)　サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み

18.　第 16 項(2)の予想される財務的影響について、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮しなければならない。

19.　第 16 項(2)の予想される財務的影響に関する開示を作成するにあたり、次のようにしなければならない。

(1)　合理的で裏付け可能な情報を用いる（「適用基準」第 32 項）。

(2)　企業が利用可能なスキル、能力及び資源に見合ったアプローチを用いる。

記載事例

［識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに説明する場合］

② ○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク A）

サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク A）は、
（サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る時間軸、企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義、並びに当該時間軸の定義と企業が戦略的意思決定に用いる計画期間との関係を記載する。）
。

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク A）は、
次の事項を含めて開示する。
・現在のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えている影響
・将来のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えると予想される影響
・サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分
。

財務的影響

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク A）は、
次の事項を含めて開示する。
・現在の財務的影響
・予想される財務的影響
。

戦略及び意思決定に与える影響

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク A）は、
次の事項を含めて開示する。
・リスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか
・過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）
・対応を決定するにあたり考慮したリスク及び機会のトレードオフ
。

③ ○○○○○○（サステナビリティ関連のリスク B）

・・・・・・

④ ○○○○○○（サステナビリティ関連の機会 C）

・・・・・・

⑤ ・・・・・・

・・・・・・

サステナビリティ開示テーマ別基準第１号「一般開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅲ．戦　略

(e) 戦略及び意思決定に与える影響

23.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。

(1)　企業の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか

(2)　過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）

(3)　(1)の対応を決定するにあたり考慮した、サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフ

サステナビリティ開示テーマ別基準第２号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅱ．戦　略

(b) 気候関連のリスク及び機会

17.　気候関連開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別しなければならない。このようなリスク及び機会を識別するにあたり、ISSB が公表する「産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

18.　第 17 項に従い企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、合理的で裏付け可能な情報（過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情報を含む。）を用いなければならない（「適用基準」第 32 項）。

19.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。

(1)　第 17 項に従い識別した、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会

(2)　(1)の気候関連のリスクのそれぞれについて、気候関連の物理的リスク又は気候関連の移行リスクのいずれであるか

(3)　(1)の気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、その影響が生じると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期により表す。）

(4)　企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義

(5)　(4)の定義と企業が戦略的意思決定に用いる計画期間との関係

(c) ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

20.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。

(1)　気候関連のリスク及び機会が現在の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えている影響

(2)　気候関連のリスク及び機会が将来の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えると予想される影響

(3)　企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、気候関連のリスク及び機会が集中している部分

(d) 財務的影響

（財務的影響の開示）

21.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

(1)　現在の財務的影響

気候関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響

(2)　予想される財務的影響

気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響

記載事例（測定の不確実性の程度が高い情報が含まれる場合）

短期、中期及び長期における、当社グループの財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込みとして開示した数値は、（測定の不確実性の源泉を記載する。）であるため、測定の不確実性の程度が高い情報である。当該数値を測定するにあたり、当社グループは、（数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断を記載する。）。

上記の記載事例は、短期、中期及び長期における、当社グループの財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込みとして開示した数値について、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性（適用基準第 83 項）に該当するとの前提で作成しています。

このような測定の不確実性に関する情報は、上記の記載事例のように、関連する個別の開示の中で記載する方法のほか、例えば、次のように、「1. **サステナビリティ関連財務開示の作成方法について**」（3 頁から 18 頁参照）の開示項目の 1 つとして記載する方法があると考えられます。この場合、関連する開示とのつながりが明らかになるように、参照を付すことが考えられます。

ⓧ 測定の不確実性に関する開示

本サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性は、次のとおりである。

・○○○○○○（○○参照）

。

・○○○○○○（○○参照）

。

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅱ. 戦　略

22.　第21項(1)及び(2)について、具体的には、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。

(1)　気候関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響

(2)　(1)の気候関連のリスク及び機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの

(3)　気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態の変化に関する見込み。この開示を作成するにあたり、次の事項を考慮しなければならない。

①　企業の投資計画及び処分計画（契約上約束していない計画を含む。）

②　企業の戦略を遂行するための資金計画

(4)　気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み

23.　第21項(2)の予想される財務的影響について、気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮しなければならない。

24.　第21項(2)の予想される財務的影響に関する開示を作成するにあたり、次のようにしなければならない。

(1)　合理的で裏付け可能な情報を用いる（「適用基準」第32項）。

(2)　企業が利用可能なスキル、能力及び資源に見合ったアプローチを用いる。

(e) 戦略及び意思決定に与える影響

28.　企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を開示しなければならない。

(1)　企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか（企業が設定した気候関連の目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標をどのようにして達成する計画であるかを含む。）

(2)　(1)に従い開示した対応について、報告期間の末日において資源を確保している方法及び将来において資源を確保するための計画の内容

(3)　過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）

(4)　(1)の対応を決定するにあたり考慮した、気候関連のリスク及び機会の間のトレードオフ

29.　第28項(1)について、具体的には、次の事項を開示しなければならない。

(1)　気候関連のリスク及び機会に対処するために、現在のビジネス・モデル（資源の配分を含む。）を変更している場合には、その内容。また、将来におけるビジネス・モデル（資源の配分を含む。）の変更が予想される場合には、その内容

(2)　気候関連のリスク及び機会に対処するために、現在、直接的及び間接的な緩和及び適応の取組みを実施している場合には、その内容。また、将来における直接的及び間接的な緩和及び適応の取組みが予想される場合には、その内容

(3)　気候関連の移行計画がある場合、当該移行計画の内容（移行計画の作成に用いた主要な仮定並びに移行計画を実現するうえで不可欠な要因及び条件に関する情報を含む。）

(4)　気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）（第92項から第99項参照）がある場合、当該目標を達成するための計画の内容

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

測定の不確実性

83.　サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報を開示しなければならない。

84.　第83項の開示を行うにあたり、次のことをしなければならない。

(1)　開示された数値のうち、測定の不確実性の程度が高いものを識別する。

(2)　(1)のそれぞれの数値に関連して、次の事項を開示する。

①　測定の不確実性の源泉。例えば、将来の事象の結果、測定技法又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に数値が依存していること

②　数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断

記載事例

［識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会が気候関連のリスク及び機会である場合］

⑥ 気候レジリエンス

気候レジリエンスとは、気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力をいう。当社グループが識別した気候関連のリスク及び機会に対し、「3．戦略」の「① 概要」に記載した当連結会計年度の末日における当社グループの戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンスについて、

報告期間の末日における気候レジリエンスの評価に関し、次の事項を開示する。

・気候関連のシナリオ分析の結果の影響（どのように対応する必要があるかを含む。）
・気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域
・気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力

。

当該評価を実施するにあたり、

実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期に関し、次の事項を開示する。

・用いたインプットに関する情報
・分析の前提とした主要な仮定
・気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間

。

［識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会が気候関連のリスク及び機会以外である場合］

⑦ レジリエンス

レジリエンスとは、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力をいう。当社グループが識別したサステナビリティ関連のリスクに対し、「3．戦略」の「① 概要」に記載した当連結会計年度の末日における当社グループの戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスは、（報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価を記載する。）であると評価している。

当該評価を実施するにあたり、

次の事項を含めて開示する。

・レジリエンスの評価にあたり実施した手法
・レジリエンスの評価にあたり考慮した時間軸

。

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅱ．戦　略

(f) 気候レジリエンス

（気候レジリエンスの開示）

30.　気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならない。気候関連のシナリオ分析は、最低限、戦略計画サイクルに沿って更新しなければならないが、報告期間ごとに実施する必要はない。気候レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施しなければならない。

31.　気候レジリエンスに関して、識別した気候関連のリスク及び機会を考慮したうえで、次の事項を開示しなければならない。

(1)　実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期（第 33 項から第 38 項参照）

(2)　報告期間の末日における気候レジリエンスの評価（第 39 項参照）

32.　第 31 項の開示を行うにあたり定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。

（気候関連のシナリオ分析）

33.　気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならない。

34.　気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチは、合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるようなものとしなければならない（「適用基準」第 32 項）。

35.　気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチを決定するにあたり、次の事項を検討しなければならない。

(1)　気候関連のシナリオ分析に対して用いるインプットの選択

(2)　気候関連のシナリオ分析の実施方法に関する分析上の選択

36.　第 33 項に従い評価を行う際の企業の状況の評価及び第 35 項に従い気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチの決定にあたり、次の事項を考慮しなければならない。

(1)　気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー

(2)　気候関連のシナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力及び資源

37.　気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチに関する追加の定めは、別紙 A に示している。

38.　実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期について、次の事項を開示しなければならない。

(1)　用いたインプットに関する情報。これには、次の事項を含む。

①　分析に用いた気候関連のシナリオに関する次の情報

ア．　分析に用いた気候関連のシナリオ及びそのシナリオの情報源

イ．　分析に多様な範囲の気候関連のシナリオを含めたかどうか

ウ．　分析に用いた気候関連のシナリオは、気候関連の移行リスク又は気候関連の物理的リスクのいずれに関連するものかどうか

エ．　用いたシナリオの中に、気候変動に関する最新の国際協定と整合する気候関連のシナリオが含まれるかどうか

オ．　選択した気候関連のシナリオが、気候関連の変化、進展又は不確実性に対する企業のレジリエンスの評価に関連すると判断した理由

②　分析に用いた時間軸

③　分析に用いた事業の範囲（例えば、分析に用いた事業の所在地及び事業単位）

(2)　分析の前提とした主要な仮定。これには、次の事項を含む。

①　企業が事業を営む法域における気候関連の政策

②　マクロ経済のトレンド

③　国又は地域レベルの変数（例えば、地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ及び天然資源の利用可能性）

④　エネルギーの使用及びエネルギー構成

⑤　技術の進展

(3)　気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間（A20 項参照）

MEMO

サステナビリティ開示テーマ別基準第２号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅱ．戦　略

(f) 気候レジリエンス

（気候レジリエンスの評価）

39.　報告期間の末日における気候レジリエンスの評価について、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(1)　気候関連のシナリオ分析の結果が企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響がある場合、当該影響。これには、気候関連のシナリオ分析において識別された影響について、どのように対応する必要があるかを含む。

(2)　気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域

(3)　気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり戦略及びビジネス・モデルを調整（適応を含む。）する企業の能力。これには、次の事項を含む。

①　気候関連のシナリオ分析において識別された影響に対応する（気候関連のリスクに対処すること及び気候関連の機会を利用することを含む。）ための、既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性

②　既存の資産を再配置、別の目的へ再利用、性能向上又は廃棄する企業の能力

③　気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応及び機会に対する、現在の投資及び計画されている投資の影響

サステナビリティ開示テーマ別基準第１号「一般開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅲ．戦　略

(f) レジリエンス

24.　サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力（レジリエンス）について、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(1)　サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価

(2)　該当ある場合、サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定量的評価

25.　第 24 項に従い開示する情報には、次の事項も含めなければならない。

(1)　レジリエンスの評価にあたり実施した手法

(2)　レジリエンスの評価にあたり考慮した時間軸

26.　第 24 項(2)に従い定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。

27.　本基準以外のサステナビリティ開示基準が、シナリオ分析が要求されるかどうかを含め、具体的なサステナビリティ関連のリスクに対するレジリエンスに関して、開示しなければならない事項及び開示の作成方法を定めている場合、これに従わなければならない。

MEMO

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

つながりのある情報

31.　つながりのある情報を提供するにあたり、次のことを行わなければならない。

(1)　開示の間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明する。

(2)　サステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な繰り返しを避ける。

(3)　サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成するにあたり用いたデータ及び仮定との間の重大な差異に関する情報を開示する。

情報の記載場所

Ⅲ. 相互参照

64.　サステナビリティ開示基準で要求する情報は、次のすべての要件を満たす場合、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。

(1)　法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合で、当該法令が、相互参照により開示を行うことを禁止していない。

(2)　相互参照により含まれる情報がサステナビリティ関連財務開示の一部となり、サステナビリティ開示基準の定めに準拠している。例えば、当該情報は、第 17 項及び第 18 項に定める有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を有する情報であることが必要である。

(3)　相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で利用可能であり、サステナビリティ関連財務開示が利用可能となる時点で利用可能となっている。

(4)　サステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。

65.　サステナビリティ関連財務開示の公表を承認する機関又は個人は、相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う。

66.　サステナビリティ開示基準で要求する情報が相互参照により含められる場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が報告されている報告書を明瞭に識別し、当該報告書の入手方法を説明しなければならない。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。

作成にあたってのポイント

① 戦略に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

② 27 頁の「④ サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在与えている影響」及び「⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会が将来与えると予想される影響」については、つながりのある情報を提供する観点から、財務諸表において行われた会計処理との関係を説明することが考えられます。特に、適用基準第 31 項(3)では、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成するにあたり用いたデータ及び仮定との間の重大な差異に関する情報を開示しなければならないとされているため、サステナビリティ関連財務開示におけるサステナビリティ関連のリスクの影響に関する開示と、財務諸表における会計処理（例えば、減損や引当金）との間の関係について説明することが考えられます。

なお、当連結会計年度に係る上記の情報は、適用基準第 64 項に掲げるすべての要件を満たす場合、「第 2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」などにおいて記載し、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができると考えられます。

③ 適用基準に基づき人的資本関連のリスク及び機会を識別した場合、当該リスク及び機会に関する重要性がある情報として、「(2) 人的資本に関する開示」（87 頁から 90 頁参照）に記載した、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を、「(1) サステナビリティ関連財務開示」の「3. 戦略」（23 頁から 38 頁参照）に含めることがあると考えられます。この場合、当連結会計年度に係る情報については、相互参照（適用基準第 64 項）の方法によることも考えられます。

④ 33 頁の「⑦ レジリエンス」については、該当ある場合、サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定量的評価についても開示しなければならないとされています（一般基準第 24 項(2)）。

記載事例

4. リスク管理

① サステナビリティ関連のリスクの識別等及びモニタリングを行うためのプロセス及び関連する方針

当社グループは、……。

② サステナビリティ関連の機会の識別等及びモニタリングを行うためのプロセス

当社グループは、……。

③ 上記プロセスと全体的なリスク管理プロセスとの関連性等

当社グループは、……。

適用基準第 31 項(2)では、つながりのある情報を提供するにあたり、サステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な繰り返しを避けなければならないとされています。

このため、リスク管理に関する開示についても、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたリスク管理の開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられます。

例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、気候関連のリスク及び機会）について、別途、リスク又は機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス等がある場合、次のように、リスク管理に対する全体的なアプローチを記述したうえで、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会について採用するアプローチに関しては、具体的な記述を追加することが適切である場合があると考えられます。

4. リスク管理

① サステナビリティ関連のリスクの識別等及びモニタリングを行うためのプロセス及び関連する方針

（全社共通）

当社グループは、……。

（気候関連）

サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、気候関連のリスク及び機会については、……。

（○○○○関連）

サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、○○○○関連のリスク及び機会については、……。

サステナビリティ開示テーマ別基準第１号「一般開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．リスク管理

(a) 開示目的

28.　リスク管理に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、次のことをできるようにすることにある。

(1)　サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス（それらのプロセスが全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられているかどうか、また、統合され、用いられている場合、その統合方法及び利用方法を含む。）を理解すること

(2)　企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価すること

(b) リスク管理に関する開示

29.　第 28 項の目的を達成するため、次の事項を開示しなければならない。

(1)　企業がサステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報。これには、次の情報を含む。

①　企業が用いるインプット等に関する情報（例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報）

②　サステナビリティ関連のリスクを識別するためのシナリオ分析に関する次の情報

ア．　サステナビリティ関連のリスクを識別するためにシナリオ分析を用いている場合、その利用方法に関する情報

イ．　サステナビリティ関連のリスクを識別するためにシナリオ分析を用いていない場合、その旨

③　サステナビリティ関連のリスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報（例えば、定性的要因、定量的閾値又はその他の規準を考慮しているかどうか）

④　サステナビリティ関連のリスクの優先順位付けに関する次の情報

ア．　他の種類のリスクと比べてサステナビリティ関連のリスクに高い優先順位を付けている場合、どのように高い優先順位を付けているかに関する情報

イ．　他の種類のリスクと比べてサステナビリティ関連のリスクに高い優先順位を付けていない場合、その旨

⑤　サステナビリティ関連のリスクをモニタリングする方法に関する情報

⑥　企業が用いるプロセスの変更に関する次の情報

ア．　前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更した場合、変更の内容に関する情報

イ．　前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更していない場合、その旨

(2)　サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報

(3)　サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報

サステナビリティ開示テーマ別基準第２号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅲ．リスク管理

(a) 開示目的

40.　リスク管理に関する気候関連開示の目的は、次のことをできるようにすることにある。

(1)　気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス（それらのプロセスが全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられているかどうか、また、統合され、用いられている場合、その統合方法及び利用方法を含む。）を理解すること

(2)　企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価すること

MEMO

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅲ. リスク管理

(b) リスク管理に関する開示

41. 第40項の目的を達成するため、次の事項を開示しなければならない。

(1) 企業が気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報。これには、次の情報を含む。

① 企業が用いるインプット等に関する情報（例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報）

② 気候関連のリスクを識別するための気候関連のシナリオ分析に関する次の情報

ア. 気候関連のリスクを識別するために気候関連のシナリオ分析を用いている場合、その利用方法に関する情報

イ. 気候関連のリスクを識別するために気候関連のシナリオ分析を用いていない場合、その旨

③ 気候関連のリスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報（例えば、定性的要因、定量的閾値又はその他の規準を考慮しているかどうか）

④ 気候関連のリスクの優先順位付けに関する次の情報

ア. 他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けている場合、どのように高い優先順位を付けているかに関する情報

イ. 他の種類のリスクと比べて気候関連のリスクに高い優先順位を付けていない場合、その旨

⑤ 気候関連のリスクをモニタリングする方法に関する情報

⑥ 企業が用いるプロセスの変更に関する次の情報

ア. 前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更した場合、変更の内容に関する情報

イ. 前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更していない場合、その旨

(2) 気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報。これには、次の情報を含む。

① 気候関連の機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いている場合、その利用方法に関する情報

② 気候関連の機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いていない場合、その旨

(3) 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報

(c) 不必要な繰り返しの回避

42. 第41項の定めを満たすための開示を作成するにあたり、「適用基準」に従い、不必要な繰り返しを避けなければならない（「適用基準」第31項(2)）。例えば、企業は第41項により要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたリスク管理の開示を提供することにより繰り返しを避けることになる。

作成にあたってのポイント

① リスク管理に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

② 一般基準第29項及び気候基準第41項に基づき開示するリスク管理に関する情報は、適用基準第64項に掲げるすべての要件を満たす場合、有価証券報告書の他の箇所に記載し、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができると考えられます。

記載事例

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

当社グループでは、当社グループの主要な国内拠点が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という。）の対象となっている[「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる測定方法を選択した理由]。このため、本サステナビリティ関連財務開示では、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」第 49 項ただし書きに従い、温対法の対象となっている当社グループ国内拠点のスコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出について、温対法に基づき測定した温室効果ガス排出量を用いて測定している。

一方、温対法の対象となっていない当社グループ国内拠点及び海外拠点のスコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出、並びに当社グループ全体のスコープ 3 温室効果ガス排出については、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」第 49 項本文に従い、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下「GHG プロトコル（2004 年）」という。）に従って測定している。

（温室効果ガス排出の測定アプローチ）

当社グループは、温対法に基づき温室効果ガス排出を測定するにあたり、（測定アプローチを適用した理由を記載する。）であるため、測定アプローチとして（適用した測定アプローチを記載する。）を用いている。当該アプローチは、（どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているかを記載する。）。

また、当社グループは、「GHG プロトコル（2004 年）」に基づき温室効果ガス排出を測定するにあたり、（測定アプローチを選択した理由を記載する。）であるため、測定アプローチとして○○○○アプローチを用いている。当該アプローチは、（どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているかを記載する。）。

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(a) 開示目的

43.　指標及び目標に関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した気候関連の目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。

(b) 気候関連の指標

（温室効果ガス排出の絶対総量の開示）

温室効果ガス排出の測定

49.　第46項(1)に関連して、温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「『GHGプロトコル（2004年）』」という。）に従って測定しなければならない。

ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。

（温室効果ガス排出の測定アプローチ等に関する開示）

温室効果ガス排出の測定アプローチに関する開示

60.　第49項本文に従い、「GHGプロトコル（2004年）」に従って温室効果ガス排出を測定するにあたり、報告企業が連結財務諸表を作成している場合の親会社（連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は、個別財務諸表を作成する企業）は、報告企業として報告する温室効果ガス排出を集計する範囲を決定する方法について、次のうち1つを選択しなければならない。

(1)　持分割合アプローチ

(2)　経営支配力アプローチ

(3)　財務支配力アプローチ

61.　第49項本文に従い、「GHGプロトコル（2004年）」に従って温室効果ガス排出を測定するにあたり、次の事項を開示しなければならない。

(1)　第60項に従い選択した測定アプローチ（持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのいずれか）

(2)　(1)を選択した理由

(3)　(1)において選択した測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的（第43項参照）と関連しているか

(4)　当報告期間において(1)を変更した場合、その変更の内容及び変更の理由

62.　第49項ただし書きに従い、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いて温室効果ガス排出を測定するにあたり、第50項及び第51項に基づき温室効果ガス排出量を区分して開示することとした測定方法のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。

(1)　「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を要求している法域の法令の名称又は企業が上場する取引所及び当該取引所の規則の名称

(2)　「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法を選択した理由

(3)　適用した測定アプローチ

(4)　(3)を適用した理由

(5)　(3)において適用した測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的（第43項参照）と関連しているか

(6)　当報告期間において(3)を変更した場合、その変更の内容及び変更の理由

作成にあたってのポイント

気候基準第105項(1)では、気候基準を適用する最初の年次報告期間の直前の年次報告期間において、温室効果ガス排出の測定に「GHGプロトコル（2004年）」又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法以外の測定方法を用いていた場合、気候基準を適用する最初の年次報告期間においてのみ、当該測定方法を用いることができるとされていますが、本作成要領では、この経過措置を適用しないこととした事例を掲載しています。

記載事例

（温室効果ガス排出の測定方法）

当社グループは、次の方法により温室効果ガス排出を測定している。

(a) スコープ1温室効果ガス排出

当社グループにおけるスコープ1温室効果ガス排出の発生要因は、主に　　（スコープ1温室効果ガス排出の発生要因を記載する。）　　である。

温対法の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法に基づき、当連結会計年度における　　（活動量）　　に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」における排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法の対象となっていない当社グループ国内拠点は、「GHG プロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における　　（活動量）　　に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」における排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

さらに、当社グループ海外拠点は、「GHG プロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における　　（活動量）　　に、原則として当連結会計年度末において入手可能な各国法規等の固有の排出係数を乗じ、固有の排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

サステナビリティ開示テーマ別基準第２号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（温室効果ガス排出の測定アプローチ等に関する開示）

温室効果ガス排出の測定方法に関する開示

63.　温室効果ガス排出の測定（第 54 項ただし書きに従いマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することを選択する場合を含む。）に関して、次の事項を開示しなければならない。

(1)　温室効果ガス排出の測定方法

①　直接測定の場合

温室効果ガス排出を測定するために使用した排出量に関する情報及び測定にあたって報告企業が置いた仮定

②　見積りの場合

温室効果ガス排出を測定するために使用した活動量及び排出係数に関する情報並びに測定にあたって報告企業が置いた仮定

(2)　(1)で開示した各項目を選択した理由

(3)　当報告期間において(1)を変更した場合、その変更の内容及び変更の理由

記載事例

(b) スコープ 2 温室効果ガス排出

当社グループにおけるスコープ 2 温室効果ガス排出の発生要因は、主に電力の使用である。

・ロケーション基準

温対法の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法に基づき、当連結会計年度における電力消費量に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「電気事業者別排出係数」における全国平均係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法の対象となっていない当社グループ国内拠点は、「GHG プロトコル（2004 年）」に基づき、当連結会計年度における各拠点の電力消費量に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「電気事業者別排出係数」における全国平均係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定している。

さらに、当社グループ海外拠点は、「GHG プロトコル（2004 年）」に基づき、当連結会計年度における各拠点の電力消費量に、原則として当連結会計年度末時点で公表されている各国法規等の固有の排出係数を乗じ、固有の排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定している。

［マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合］

当社グループは、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量に加え、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することを選択している。

・マーケット基準

温対法の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法に基づき、当連結会計年度における電力契約ごとの電力使用量に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「電気事業者別排出係数」における電力契約ごとの排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法の対象となっていない当社グループ国内拠点及び当社グループ海外拠点は、「GHG プロトコル（2004 年）」に基づき、当連結会計年度における電力契約ごとの電力使用量に、原則として当連結会計年度の電力契約ごとの排出係数を乗じ、電力契約ごとの排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定している。

［契約証書に関する情報を開示することを選択した場合］

当社グループは、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量に加え、契約証書に関する情報を開示することを選択している。

・契約証書に関する情報

当社グループは、○○○○が発行する契約証書について、……（契約証書に関する情報を記載する。）……。

サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（温室効果ガス排出の絶対総量の開示）

スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出の開示

53.　スコープ 2 温室効果ガス排出については、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示しなければならない。

54.　スコープ 2 温室効果ガス排出について、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、第 53 項に基づく開示に加え、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。ただし、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することにより当該契約証書に関する情報の提供に代えることができる。

記載事例

(c) スコープ 3 温室効果ガス排出

当社グループは、スコープ 3 温室効果ガス排出について、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」に定めるスコープ 3 カテゴリーごとに分類し、「GHG プロトコル（2004 年）」に基づき、次の活動量及び排出係数を用いて見積りの方法に基づき測定している。

	活動量	排出係数
カテゴリーXX：○○○○		
カテゴリーXX：○○○○		
カテゴリーXX：○○○○		
・・・・・・	・・・・・・	・・・・・・

この際、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」における「スコープ 3 測定フレームワーク」に従い、（利用可能なデータのうち、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むデータを決定した方法を記載する。）のように組み込むデータを決定している。

また、（1 次データを使用した範囲）については 1 次データを使用しており、（検証されたデータを使用した範囲）については検証されたデータを使用している。

なお、カテゴリーXX のスコープ 3 温室効果ガス排出の測定に用いた排出係数は、（測定の不確実性の源泉を記載する。）であるため、測定の不確実性の程度が高い情報である。当該数値を測定するにあたり、当社グループは、（数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断を記載する。）。

上記の記載事例は、見積りにより測定したスコープ 3 温室効果ガス排出の一部のカテゴリーについて、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性（適用基準第 83 項）に該当するとの前提で作成しています。

このような測定の不確実性に関する情報は、上記の記載事例のように、関連する個別の開示の中で記載する方法のほか、例えば、次のように、「1. **サステナビリティ関連財務開示の作成方法について**」（3 頁から 18 頁参照）の開示項目の 1 つとして記載する方法があると考えられます。この場合、関連する開示とのつながりが明らかになるように、参照を付すことが考えられます。

Ⓧ 測定の不確実性に関する開示

本サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性は、次のとおりである。

・○○○○○○（○○参照）

　　　　　　。

・○○○○○○（○○参照）

　　　　　　。

サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅳ. 指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（スコープ 3 温室効果ガス排出の測定）

70. 利用可能なデータのうち、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むものは、次の(1)から(4)に従い決定しなければならない（別紙 B 参照）。ただし、(1)から(4)については順不同である。

(1) 直接測定によるデータがある場合には、見積りによるデータよりも優先しなければならない。

(2) 1 次データがある場合には、2 次データよりも優先しなければならない。2 次データを用いる場合、データが企業の活動をどの程度忠実に表現するかについて考慮しなければならない。

(3) バリュー・チェーンにおける活動及び温室効果ガス排出が行われた法域、並びに当該活動を遂行する方法を忠実に表現する適時のデータがある場合には、そうではないデータよりも優先しなければならない。

(4) 検証されたデータがある場合には、検証されていないデータよりも優先しなければならない。

71. スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり、法域の当局又は報告企業が上場する取引所が、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法を用いることを要求し、かつ、報告企業がその異なる方法を用いて測定した温室効果ガス排出を開示することを選択する場合（第 49 項ただし書き参照）であっても、また、第 103 項(1)に記載している経過措置を適用する場合であっても、第 70 項に従い、組み込むデータを決定しなければならない。

72. スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定を開示するにあたり、次の事項を含めなければならない。

(1) 第 70 項に従い組み込むデータを決定した方法

(2) スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり 1 次データを使用した範囲

(3) スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり検証されたデータを使用した範囲

73. スコープ 3 温室効果ガス排出の見積りにあたって、ある部分のスコープ 3 温室効果ガス排出を見積ることが実務上不可能であると判断する稀な場合、どのようにその部分に関するスコープ 3 温室効果ガス排出を管理しているか（管理していない場合は、その旨）について開示しなければならない。

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

測定の不確実性

83. サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報を開示しなければならない。

84. 第 83 項の開示を行うにあたり、次のことをしなければならない。

(1) 開示された数値のうち、測定の不確実性の程度が高いものを識別する。

(2) (1)のそれぞれの数値に関連して、次の事項を開示する。

① 測定の不確実性の源泉。例えば、将来の事象の結果、測定技法又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に数値が依存していること

② 数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断

作成にあたってのポイント

気候基準第 105 項(2)では、気候基準を適用する最初の年次報告期間において、スコープ 3 温室効果ガス排出を開示しないことができるとされていますが、本作成要領では、この経過措置を適用せず、スコープ 3 温室効果ガス排出について開示することとした事例を掲載しています。

記載事例

（温室効果ガス排出の算定期間）

当社グループは、当連結会計年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）を算定期間として温室効果ガス排出を測定している。

［バリュー・チェーン上の企業の温室効果ガス排出について異なる算定期間の情報を使用している場合］
（本文に追記）
当社グループは、バリュー・チェーン上の企業から、直接、温室効果ガス排出に関する情報を入手している。このうち、一部の情報については、当社グループの連結会計年度とは異なる算定期間を対象としている。当該情報は、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」第 64 項に定める要件をすべて満たしていることから、当社グループは、温室効果ガス排出に関する情報を作成するにあたり、当該情報を用いている。

［バリュー・チェーン上の企業から入手した情報の算定期間の末日と当連結会計年度末との間に、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合］
（本文に追記）
ここで、バリュー・チェーン上の企業から入手した情報の算定期間の末日と当連結会計年度末との間に、（当社グループの温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化を記載する。）が生じている。これにより、（重大な事象又は状況の重大な変化の影響を記載する。）。

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（特定の状況における異なる算定期間の情報の使用）

64.　第 46 項(1)の温室効果ガス排出に関する開示を行うための温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合で、次のすべての要件を満たすときは、当該情報を使用することができる。

(1)　過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。

(2)　バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の長さが、報告企業の報告期間の長さと同じである。

(3)　バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の末日と、報告企業の財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合、その影響を開示する。

記載事例

温室効果ガス排出に関する開示

[マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合]

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

		当連結会計年度
スコープ1温室効果ガス排出		X,XXX
スコープ2温室効果ガス排出	ロケーション基準	X,XXX
	マーケット基準	X,XXX
スコープ3温室効果ガス排出		XXX,XXX

[マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しないことを選択した場合]

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

	当連結会計年度
スコープ1温室効果ガス排出	X,XXX
スコープ2温室効果ガス排出（ロケーション基準）	X,XXX
スコープ3温室効果ガス排出	XXX,XXX

[温室効果ガス排出の一部について「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる複数の方法により測定した温室効果ガス排出量にそれぞれ重要性がある場合]

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

		当連結会計年度			
		「GHG プロトコル（2004年）」により測定した温室効果ガス排出量	「GHG プロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量		合　計
			温対法に基づく温室効果ガス排出量	○国○法に基づく温室効果ガス排出量	
スコープ1温室効果ガス排出		XX	X,XXX	XX	X,XXX
スコープ2温室効果ガス排出	ロケーション基準	XX	X,XXX	XX	X,XXX
	マーケット基準	XX	X,XXX	XX	X,XXX
スコープ3温室効果ガス排出		XXX,XXX	－	XXX	XXX,XXX

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅳ. 指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（温室効果ガス排出の絶対総量の開示）

47. 第46項(1)に関連して、当報告期間中に生成した温室効果ガス排出の絶対総量について、次の3つに区分して開示しなければならない。

(1) スコープ1温室効果ガス排出

(2) スコープ2温室効果ガス排出

(3) スコープ3温室効果ガス排出

48. 温室効果ガス排出量は、CO_2相当のメートル・トン（mt(e)）により表示しなければならない。

ただし、第47項において開示するスコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量のそれぞれの絶対総量が大きい場合、千メートル・トン（キロ・トン（kt(e))、百万メートル・トン（メガ・トン（Mt(e))）又は十億メートル・トン（ギガ・トン（Gt(e))）のいずれかの単位を用いて表示することができる。この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。

温室効果ガス排出の測定

49. 第46項(1)に関連して、温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年)」(以下「『GHGプロトコル（2004年)』」という。）に従って測定しなければならない。

ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。

測定方法ごとの温室効果ガス排出量の開示

50. 第49項ただし書きに従い「GHGプロトコル（2004年)」とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、「GHGプロトコル（2004年)」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、第47項に従い開示する温室効果ガス排出の絶対総量に加え、その内訳として次の情報に分解して開示しなければならない。

(1) 「GHGプロトコル（2004年)」により測定した温室効果ガス排出量

(2) 「GHGプロトコル（2004年)」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量

51. 第50項に従い分解して開示するにあたり、「GHGプロトコル（2004年)」とは異なる方法が複数の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則に関するものである場合、特定の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則が要求する方法により測定した温室効果ガス排出量が単独で重要性があるときは、当該方法のそれぞれについて、第50項(2)に従い開示する温室効果ガス排出量を区分して開示しなければならない。

スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出の開示

53. スコープ2温室効果ガス排出については、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならない。

54. スコープ2温室効果ガス排出について、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、第53項に基づく開示に加え、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。ただし、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することにより当該契約証書に関する情報の提供に代えることができる。

記載事例

（スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出の内訳に関する情報）

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

		当連結会計年度		
		連結会計グループに関する温室効果ガス排出	その他の投資先に関する温室効果ガス排出	合　計
スコープ 1 温室効果ガス排出		X,XXX	XXX	X,XXX
スコープ 2 温室効果ガス排出	ロケーション基準	X,XXX	XXX	X,XXX
	マーケット基準	X,XXX	XXX	X,XXX

（スコープ 3 温室効果ガス排出の内訳に関する情報）

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

	当連結会計年度
カテゴリーXX：○○○○	XXX,XXX
カテゴリーXX：○○○○	XXX,XXX
カテゴリーXX：○○○○	XX,XXX
・・・・・・	・・・・・・
合　計（スコープ 3 温室効果ガス排出）	XXX,XXX

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅳ. 指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（温室効果ガス排出の絶対総量の開示）

スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出の開示

52. スコープ1温室効果ガス排出（第47項(1)参照）及びスコープ2温室効果ガス排出（第47項(2)参照）について、連結会計グループに関するものと、その他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならない。

スコープ3温室効果ガス排出の開示

55. スコープ3温室効果ガス排出（第47項(3)参照）については、「スコープ3基準（2011年）」に記述されているスコープ3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならない。

56. 「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定したスコープ3温室効果ガス排出について、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することができない場合、「スコープ3基準（2011年）」のスコープ3カテゴリーのうち、報告企業の活動に関連するカテゴリーの名称を開示しなければならない。

作成にあたってのポイント

① 気候基準第56項では、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定したスコープ3温室効果ガス排出について、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することができない場合、「スコープ3基準（2011年）」のスコープ3カテゴリーのうち、報告企業の活動に関連するカテゴリーの名称を開示しなければならないとされています。

② 気候基準BC149項では、スコープ3温室効果ガス排出に含まれるカテゴリーは、企業の事実及び状況によって異なるとして、すべてのカテゴリーについてスコープ3温室効果ガス排出の測定に含める必要がないと決定する場合があるとされています。例えば、重要性がないと判断されたカテゴリーについては、他の重要性がないカテゴリーと集約して開示することや、スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めないことが考えられます。

記載事例

（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報）

［資産運用に関する活動を行っている場合］

当社グループは、（ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法）。

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

		当連結会計年度
ファイナンスド・エミッション		
	スコープ 1 温室効果ガス排出	XX,XXX
	スコープ 2 温室効果ガス排出	XX,XXX
	スコープ 3 温室効果ガス排出	XXX,XXX
	合　計	XXX,XXX
ファイナンスド・エミッションに関連する運用資産残高の総額(A)		XXX,XXX 百万円
当社グループの運用資産残高の総額に対する(A)の割合		XX%(*1)

(*1) 当社グループの運用資産残高の総額の X%は、（ファイナンスド・エミッションに関連する資産に含めていない資産の種類及び関連する運用資産残高の金額）であり、ファイナンスド・エミッションの算定から除外している。

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（温室効果ガス排出の絶対総量の開示）

ファイナンスド・エミッション

57.　報告企業が次の1つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない（別紙C参照）。

(1)　資産運用に関する活動

(2)　商業銀行に関する活動

(3)　保険に関する活動

58.　報告企業が第 57 項(1)から(3)に定める活動を行う場合であっても、これらを業として営むことについて企業が活動する法域の法令により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる。

59.　報告企業が第 57 項(1)から(3)に定める活動を行っているかどうかを判断するにあたり、次の定義を用いることができる。

(1)　「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引換えにポートフォリオを運用する活動をいう。

(2)　「商業銀行に関する活動」とは、預金を受け入れ、個人及び企業に対して融資を実行したり、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに対して融資を実行したりする活動をいう。

(3)　「保険に関する活動」とは、保険関連の商品（伝統的なものも非伝統的なものも含む。）を提供する活動をいう。

別紙C：ファイナンスド・エミッション

Ⅱ．資産運用

C4.　報告企業が資産運用に関する活動を行う場合、次の事項を開示しなければならない。

(1)　スコープ1温室効果ガス排出量、スコープ2温室効果ガス排出量及びスコープ3温室効果ガス排出量に分解された、ファイナンスド・エミッションの絶対総量

(2)　(1)のファイナンスド・エミッションに関連する運用資産残高（AUM）の総額（関連する財務諸表の表示に用いる通貨で表す。）

(3)　運用資産残高（AUM）の総額に対する(2)の割合。当該割合が100%未満の場合、ファイナンスド・エミッションに関連する資産に、運用資産残高（AUM）の一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類及び関連する運用資産残高（AUM）の金額を含む。）

(4)　ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法（投資の規模に関連して、企業に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）

作成にあたってのポイント

① 気候基準第105項(2)では、気候基準を適用する最初の年次報告期間において、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができるとされています。このため、2025年3月期有価証券報告書においてファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示するのは、次のすべての条件を満たす企業であると考えられます。

(a) 任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行うことを選択する。

(b) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される、資産運用に関する活動、商業銀行に関する活動又は保険に関する活動を行っている。

(c) 気候基準を適用する最初の年次報告期間においてファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことを認める気候基準第105項(2)の経過措置を適用しないことを選択する。

本作成要領では、気候基準第105項(2)に定める経過措置を適用せず、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報について開示することとした事例を掲載しています。

② ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

記載事例

［商業銀行に関する活動を行っている場合］

当社グループは、（ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法）。

当社グループの商業銀行におけるコミットメントの総額は、XXX,XXX 百万円（実行済：XXX,XXX 百万円、未実行 XXX,XXX 百万円）である。また、当社グループのファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーのうち、未実行のローン・コミットメントの割合は、XX%である。

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

	当連結会計年度
ファイナンスド・エミッション	
スコープ 1 温室効果ガス排出	XX,XXX
スコープ 2 温室効果ガス排出	XX,XXX
スコープ 3 温室効果ガス排出	XXX,XXX
合　計	XXX,XXX
ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）(A)	XXX,XXX 百万円
当社グループのグロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）の総額に対する(A)の割合	XX%(*1)

(*1) 当社グループのグロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）の総額の X%は、（ファイナンスド・エミッションに関連する資産に含めていない資産の種類）であり、ファイナンスド・エミッションの算定から除外している。

別紙C：ファイナンスド・エミッション

Ⅲ．商業銀行

C5.　報告企業が商業銀行に関する活動を行う場合、次のようにしなければならない。

(1)　ファイナンスド・エミッションの絶対総量について、次のように開示しなければならない。

①　スコープ1温室効果ガス排出量、スコープ2温室効果ガス排出量及びスコープ3温室効果ガス排出量に分解する。

②　報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」（以下「GICS」という。）の6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

③　資産クラス別に分解する。この場合、次の資産クラスを含めなければならない。

ア．　融資

イ．　プロジェクト・ファイナンス

ウ．　債券

エ．　株式投資

オ．　未実行のローン・コミットメント

④　③アからオに掲げる資産クラス以外の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを算定し、これを開示する場合、当該追加の資産クラスを含めることが主要な利用者の意思決定に関連性がある情報を提供することとなる理由について説明する。

(2)　グロス・エクスポージャーについて、次のように開示しなければならない。この際、グロス・エクスポージャーは、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準にかかわらず、貸借対照表価額（該当ある場合、貸倒引当金を控除する前の金額）を開示しなければならない。

①　報告期間の末日において入手可能な、最新のGICSの6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

②　次の資産クラスに分解する。

ア．　融資

イ．　プロジェクト・ファイナンス

ウ．　債券

エ．　株式投資

オ．　未実行のローン・コミットメント

③　未実行のローン・コミットメントに関するグロス・エクスポージャーは、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示する。

(3)　グロス・エクスポージャーについて、次の事項を開示しなければならない。この際、グロス・エクスポージャーの貸借対照表価額に、リスクを軽減するための取組みの影響が反映されている場合は、それらの影響を含めてはならない。

①　グロス・エクスポージャーの総額に対する、ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーの割合

②　①の割合が100%未満の場合、ファイナンスド・エミッションに関連する資産にグロス・エクスポージャーの一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類を含む。）

③　ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーのうち、未実行のローン・コミットメントの割合

(4)　ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法（グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）を開示しなければならない。

記載事例

［気候基準第 105 項(2)に定める経過措置を適用せず、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することを選択するものの、気候基準 C7 項の当面の取扱いは適用する場合］

資産クラス別の内訳

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

	当連結会計年度				
	ファイナンスド・エミッション				グロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）
	スコープ 1 温室効果ガス排出	スコープ 2 温室効果ガス排出	スコープ 3 温室効果ガス排出	温室効果ガス排出の合計	
融資	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
プロジェクト・ファイナンス	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
債券	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
株式投資	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
未実行のローン・コミットメント	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
合　計	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX 百万円

本サステナビリティ関連財務開示は、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」C7 項に基づき、産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報は開示していない。

［気候基準 C7 項の当面の取扱いを適用しない場合］

産業別・資産クラス別の内訳

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

融　資	当連結会計年度				
	ファイナンスド・エミッション				グロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）
	スコープ 1 温室効果ガス排出	スコープ 2 温室効果ガス排出	スコープ 3 温室効果ガス排出	温室効果ガス排出の合計	
A 産業（1XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
B 産業（1XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
Y 産業（6XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
Z 産業（6XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
合　計	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX 百万円

・・・・・・

プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントに関する開示についても、上記の融資に関する開示の記載事例を参考に作成することが考えられます。

別紙Ｃ：ファイナンスド・エミッション

Ⅴ．当面の取扱い

C7.　報告期間の末日において入手可能な、最新の GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャー（C5 項(1)②及び(2)①並びに C6 項(1)②及び(2)①参照）に関する情報は、当面の間、開示しないことができる。この取扱いを適用する場合、その旨を開示しなければならない。

作成にあたってのポイント

① 気候基準第 105 項(2)では、気候基準を適用する最初の年次報告期間において、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができるとされています。このため、2025 年 3 月期有価証券報告書においてファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示するのは、次のすべての条件を満たす企業であると考えられます。

(a) 任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行うことを選択する。

(b) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される、資産運用に関する活動、商業銀行に関する活動又は保険に関する活動を行っている。

(c) 気候基準を適用する最初の年次報告期間においてファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことを認める気候基準第 105 項(2)の経過措置を適用しないことを選択する。

本作成要領では、気候基準第 105 項(2)に定める経過措置を適用せず、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報について開示することとした事例を掲載しています。

② ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

記載事例

［保険に関する活動を行っている場合］

当社グループは、（ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法）。

当社グループの保険会社におけるコミットメントの総額は、XXX,XXX 百万円（実行済：XXX,XXX 百万円、未実行 XXX,XXX 百万円）である。また、当社グループのファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーのうち、未実行のローン・コミットメントの割合は、XX%である。

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

	当連結会計年度
ファイナンスド・エミッション	
スコープ 1 温室効果ガス排出	XX,XXX
スコープ 2 温室効果ガス排出	XX,XXX
スコープ 3 温室効果ガス排出	XXX,XXX
合　計	XXX,XXX
ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）(A)	XXX,XXX 百万円
当社グループのグロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）の総額に対する(A)の割合	XX%(*1)

(*1) 当社グループのグロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）の総額の X%は、（ファイナンスド・エミッションに関連する資産に含めていない資産の種類）であり、ファイナンスド・エミッションの算定から除外している。

別紙C：ファイナンスド・エミッション

Ⅳ. 保険

C6. 報告企業が保険に関する活動を行う場合、次のようにしなければならない。

(1) ファイナンスド・エミッションの絶対総量について、次のように開示しなければならない。

① スコープ1温室効果ガス排出量、スコープ2温室効果ガス排出量及びスコープ3温室効果ガス排出量に分解する。

② 報告期間の末日において入手可能な、最新のGICSの6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

③ 資産クラス別に分解する。この場合、次の資産クラスを含めなければならない。

ア. 融資

イ. 債券

ウ. 株式投資

エ. 未実行のローン・コミットメント

④ ③アからエに掲げる資産クラス以外の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを算定し、これを開示する場合、当該追加の資産クラスを含めることが主要な利用者の意思決定に関連性がある情報を提供することとなる理由について説明する。

(2) グロス・エクスポージャーについて、次のように開示しなければならない。この際、グロス・エクスポージャーは、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準にかかわらず、貸借対照表価額（該当ある場合、貸倒引当金を控除する前の金額）を開示しなければならない。

① 報告期間の末日において入手可能な、最新のGICSの6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

② 次の資産クラスに分解する。

ア. 融資

イ. 債券

ウ. 株式投資

エ. 未実行のローン・コミットメント

③ 未実行のローン・コミットメントに関するグロス・エクスポージャーは、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示する。

(3) グロス・エクスポージャーについて、次の事項を開示しなければならない。

① グロス・エクスポージャーの総額に対する、ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーの割合

② ①の割合が100%未満の場合、ファイナンスド・エミッションに関連する資産にグロス・エクスポージャーの一部を含めていないことについて説明する情報（含めていない資産の種類を含む。）

③ ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーのうち、未実行のローン・コミットメントの割合

(4) ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法（グロス・エクスポージャーの規模に関連して、企業に帰属する排出量を決定するために用いた配分方法を含む。）を開示しなければならない。

記載事例

［気候基準第 105 項(2)に定める経過措置は適用せず、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することを選択するものの、気候基準 C7 項の当面の取扱いは適用する場合］

資産クラス別の内訳

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

	当連結会計年度				
	ファイナンスド・エミッション				グロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）
	スコープ 1 温室効果ガス排出	スコープ 2 温室効果ガス排出	スコープ 3 温室効果ガス排出	温室効果ガス排出の合計	
融資	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
債券	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
株式投資	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
未実行のローン・コミットメント	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
合　計	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX 百万円

本サステナビリティ関連財務開示は、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」C7 項に基づき、産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報は開示していない。

［気候基準 C7 項の当面の取扱いを適用しない場合］

産業別・資産クラス別の内訳

（単位：$t\text{-}CO_2e$）

融　資	当連結会計年度				
	ファイナンスド・エミッション				グロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）
	スコープ 1 温室効果ガス排出	スコープ 2 温室効果ガス排出	スコープ 3 温室効果ガス排出	温室効果ガス排出の合計	
A 産業（1XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
B 産業（1XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
Y 産業（6XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
Z 産業（6XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
合　計	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX 百万円

・・・・・・

債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントに関する開示についても、上記の融資に関する開示の記載事例を参考に作成することが考えられます。

別紙Ｃ：ファイナンスド・エミッション

Ⅴ．当面の取扱い

C7.　報告期間の末日において入手可能な、最新の GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャー（C5 項(1)②及び(2)①並びに C6 項(1)②及び(2)①参照）に関する情報は、当面の間、開示しないことができる。この取扱いを適用する場合、その旨を開示しなければならない。

作成にあたってのポイント

① 気候基準第 105 項(2)では、気候基準を適用する最初の年次報告期間において、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができるとされています。このため、2025 年 3 月期有価証券報告書においてファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示するのは、次のすべての条件を満たす企業であると考えられます。

(a) 任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行うことを選択する。

(b) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される、資産運用に関する活動、商業銀行に関する活動又は保険に関する活動を行っている。

(c) 気候基準を適用する最初の年次報告期間においてファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことを認める気候基準第 105 項(2)の経過措置を適用しないことを選択する。

本作成要領では、気候基準第 105 項(2)に定める経過措置を適用せず、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報について開示することとした事例を掲載しています。

② ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

記載事例

② 気候関連の移行リスクに関する開示

当社グループにおける（気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動）は、（気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由について記載する。）である。

［気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産の金額及びパーセンテージを開示する場合］

	当連結会計年度
・・・の資産の金額	X,XXX 百万円
（・・・に対するパーセンテージ）	（X.XX％）

［気候関連の移行リスクに対して脆弱な事業活動の規模に関する情報を開示する場合］

・・・に関する事業活動の規模は、（規模に関する情報）。

気候基準では、気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由を開示することを求める定めはないものの、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにするという開示目的（気候基準第 43 項）を達成するため、気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由を開示することが考えられます。

記載事例

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示
・・・・・・

④ 気候関連の機会に関する開示
・・・・・・

気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会に関する開示についても、上記の気候関連の移行リスクに関する開示の記載事例を参考に作成することが考えられます。

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅳ. 指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する開示）

79. 第46項(2)に関連して、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかを開示しなければならない。

(1) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(2) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報

80. 第46項(3)に関連して、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかを開示しなければならない。

(1) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(2) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報

81. 第46項(4)に関連して、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかを開示しなければならない。

(1) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(2) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報

作成にあたってのポイント

① 気候関連の移行リスク､物理的リスク及び機会に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

② 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する開示を行うにあたり､「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」及び「機会と整合した資産又は事業活動」については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象を決定することが考えられるとされており、このようにした場合､「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」及び「機会と整合した資産又は事業活動」にどのようなものが含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられるとされています（気候基準BC187項からBC189項)。

③ 気候基準BC186項では、気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する開示において、規模に関する情報を開示する場合、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられるとされており、例えば、これまで任意に行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられるとされています。

記載事例

⑤ 資本投下に関する開示

当社グループは、当連結会計年度において、（気候関連のリスク及び機会）に対して（投下された資本的支出、ファイナンス又は投資について説明する。）。

	当連結会計年度
・・・・・・の金額	X,XXX 百万円

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（資本投下に関する開示）

82.　第46項(5)に関連して、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値を開示しなければならない。

作成にあたってのポイント

① 資本投下に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

② 資本投下に関する開示を行うにあたり、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象を決定することが考えられるとされており、このようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのようなものが含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられるとされています（気候基準BC192項からBC194項）。

記載事例

⑥ 内部炭素価格に関する開示

当社グループは、新規プロジェクトに対する投資判断を行うにあたり、当該プロジェクトから生じる温室効果ガス排出を評価項目の1つとしており、基準となる内部炭素価格を設定し、評価を行っている[内部炭素価格の適用方法]。

（単位：円/t-CO_2e）

	当連結会計年度
温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格	X,XXX

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（内部炭素価格に関する開示）

83.　第46項(6)に関連して、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(1)　内部炭素価格を意思決定に用いている場合、次の事項に関する情報

①　内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）

②　温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。）

(2)　内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨

記載事例

⑦ 報酬に関する開示

当社グループは、脱炭素に向けた取組みを加速するため、温室効果ガス排出目標を設定し、その達成度合いを役員の業績評価項目の1つとしている[気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法]。

	当連結会計年度
当連結会計年度に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合	XX.X%

[気候関連の評価項目が他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合]

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献することを目的して、役員の業績評価項目に環境・社会・ガバナンス（ESG）関連の評価項目を組み込んでいる[気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法]。気候関連の評価項目は、当該 ESG 関連の評価項目の一部に含まれているが、これを区分して識別することができない。

	当連結会計年度
当連結会計年度に認識された役員報酬のうち、ESG 関連の評価項目と結び付いている部分の割合	XX.X%

サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」

Ⅲ. コア・コンテンツの開示

ⅳ. 指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（報酬に関する開示）

84. 第 46 項(7)に関連して、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(1) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、次の事項に関する情報

① 気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法（第 10 項(6)①参照）

② 当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合

(2) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれていない場合、その旨（第 10 項(6)②参照）

85. 第 84 項について、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について第 84 項(1)①及び②の事項に関する情報を開示することができる。

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

情報の記載場所

Ⅲ. 相互参照

64. サステナビリティ開示基準で要求する情報は、次のすべての要件を満たす場合、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。

(1) 法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合で、当該法令が、相互参照により開示を行うことを禁止していない。

(2) 相互参照により含まれる情報がサステナビリティ関連財務開示の一部となり、サステナビリティ開示基準の定めに準拠している。例えば、当該情報は、第 17 項及び第 18 項に定める有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を有する情報であることが必要である。

(3) 相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で利用可能であり、サステナビリティ関連財務開示が利用可能となる時点で利用可能となっている。

(4) サステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。

65. サステナビリティ関連財務開示の公表を承認する機関又は個人は、相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う。

66. サステナビリティ開示基準で要求する情報が相互参照により含められる場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が報告されている報告書を明瞭に識別し、当該報告書の入手方法を説明しなければならない。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。

作成にあたってのポイント

気候基準第 84 項に基づき開示する当連結会計年度の役員報酬に関する情報は、適用基準第 64 項に掲げるすべての要件を満たす場合、「第 4 提出会社の状況」の「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(4)役員の報酬等」に記載し、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができると考えられます。

記載事例

気候基準第 86 項では、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを開示することが求められています。産業別の指標の開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

以下では、例として、次の記載事例を示しています。

・国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS S2 号の適用に関するガイダンス」に基づく産業別の指標が産業横断的指標等における気候関連の物理的リスクに関する開示の定め（気候基準第 80 項）を満たすと判断した場合の産業横断的指標等の開示（67 頁参照）の記載事例

・企業が作成した気候関連の産業別の指標が産業横断的指標等における気候関連の機会に関する開示の定め（気候基準第 81 項）を満たすと判断した場合の産業横断的指標等の開示（67 頁参照）の記載事例

・産業別の指標を「その他の気候関連の指標に関する開示」として別個に開示する場合の記載事例

［産業横断的指標等の開示に産業別の指標を用いる場合］

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

	当連結会計年度
・・・の金額(*1) （・・・に対するパーセンテージ）	X,XXX 百万円 （X.XX%）

(*1) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS S2 号の適用に関するガイダンス」に基づく産業別の指標（指標 XX-XX-XXX.X）

［産業横断的指標等の開示に企業が作成した気候関連の指標を用いる場合］

④ 気候関連の機会に関する開示

（単位：○○○）

	当連結会計年度
・・・・・・(*1)	XXX

(*1) 当社グループが作成した、（指標の定義）を表すための指標である。当該指標は、（認証者の名称）による認証を受けた[絶対指標/相対指標/定性的指標]であり、その算出方法は、（指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット）である。

［産業別の指標及び企業が作成した指標等を別個に開示する場合］

Ⓧ その他の気候関連の指標に関する開示

（単位：○○○）

	当連結会計年度
・・・・・・(*1)	XXX
・・・・・・(*2)	XXX
・・・・・・(*3)	XXX

(*1) ○○○○が公表する○○○○[サステナビリティ開示基準以外の情報源の名称]に基づく産業別の指標

(*2) 当社グループが作成した、（指標の定義）を表すための指標。当該指標は、（認証者の名称）による認証を受けた[絶対指標/相対指標/定性的指標]であり、その算出方法は（指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット）である。

(*3) ○○○○が公表する○○○○[サステナビリティ開示基準以外の情報源の名称]に基づく指標

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(b) 気候関連の指標

（産業別の指標の開示）

86.　企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを開示しなければならない。開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSB が公表する「産業別ガイダンス」に記述されている、開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。

（その他の気候関連の指標の開示）

87.　第 43 項の目的を達成するため、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、次のものを測定し、モニタリングするために企業が用いている指標を開示しなければならない。

(1)　識別した気候関連のリスク又は機会

(2)　識別した気候関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）

88.　「適用基準」第 51 項から第 55 項に基づき、サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た気候関連の指標を開示する場合、当該情報源及びその得た指標を開示しなければならない。

89.　企業が作成した気候関連の指標を開示する場合、次の事項を開示しなければならない。

(1)　指標の定義。これには、次の事項が含まれる。

①　当該指標がサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整したものである場合、どの情報源から得たのか、また、開示する指標がその情報源で定める指標とどのように異なるか

②　当該指標がサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整したものではない場合、その旨

(2)　指標が絶対指標、相対指標又は定性的指標のいずれであるか

(3)　第三者による指標の認証に関する次の情報

①　指標が第三者によって認証されている場合、認証者の名称

②　指標が第三者によって認証されていない場合、その旨

(4)　指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む。）

90.　気候関連の指標（気候関連の目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を含む。）の定義又は算定方法を変更した場合、次の事項を開示しなければならない。

(1)　変更された指標に関する更新された比較対象の数値（実務上不可能である場合を除く。）

(2)　変更の内容

(3)　変更の理由（再定義された指標又は置き換えられた指標がより有用な情報を提供する理由を含む。）

91.　気候関連の指標を新たに導入した場合、そうすることが実務上不可能である場合を除き、当該指標に関する比較対象の数値を開示しなければならない。

記載事例

［温室効果ガス排出目標がある場合］

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

当社グループは、脱炭素に向けた取組みを加速するため[目標の目的]、スコープごとの温室効果ガス排出量を用いて[目標を設定するために用いる指標]温室効果ガス排出目標を設定している。

当社グループの温室効果ガス排出目標は、当社グループ全体を対象とした[目標が適用される企業の部分]純量（ネット）ベースの絶対量目標であり、パリ協定を踏まえた我が国の気候変動への取組みに沿って、20YY 年度の中間目標として、温室効果ガス排出を 20XX 年度比[進捗が測定される基礎となる期間]XX％削減するとともに、長期的目標として 20ZZ 年度までに[目標が適用される期間]ネット・ゼロを達成するため[気候変動に関する最新の国際協定を目標にどのように反映したか]、CO_2、CH_4、N_2O、HFCs、NF_3、PFCs 及び SF_6 の温室効果ガス[温室効果ガス排出目標の対象となっている温室効果ガス]に関するスコープ 1 温室効果ガス排出、スコープ 2 温室効果ガス排出（マーケット基準）及びスコープ 3 温室効果ガス排出の合計値に対して設定したものである。なお、セクター別脱炭素アプローチは用いていない。

	中間目標（20YY 年度）	目標（20ZZ 年度）
温室効果ガス排出目標	純量ベース：X,XXXt-CO_2e 以下 総量ベース：X,XXXt-CO_2e 以下	純量ベース：0t-CO_2e（ネット・ゼロ） 総量ベース：XXXt-CO_2e 以下

上記目標は、目標設定についての方法論とともに、○○○○の認証を受けている。当社グループは、毎年、連結会計年度の期首に目標の変更要否について検討を行っている。また、当社グループは、目標に対する進捗を把握するため、20XX 年度比の削減率を用いてモニタリングしている。

当連結会計年度における当該削減率は純量ベースで XX％及び総量ベースで XX％であり、その推移について　　（企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析）　　と分析している。

当社グループは、20ZZ 年度までに純量ベースの温室効果ガス排出目標を達成するため、カーボン・クレジットを使用することを計画している。

具体的には、　　（カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度、カーボン・クレジットが検証又は認証された第三者スキームの名称、カーボン・クレジットの種類、並びに使用する計画があるカーボン・クレジットの信頼性及び十全性を主要な利用者が理解するために必要なその他の要素）　　。

上記の記載事例は、温室効果ガス排出の純量（ネット）目標があるとの前提で作成しています。温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明を開示するとともに、関連する総量（グロス）目標を別個に開示しなければならないとされています（気候基準第 97 項(5)及び第 98 項）。

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(c) 気候関連の目標

（気候関連の目標の特定）

92. 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した定量的及び定性的な気候関連の目標並びに企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、これらの目標に関する情報を開示しなければならない。これらの目標には、温室効果ガス排出目標を含む（第 97 項から第 99 項参照）。目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。

(1) 目標を設定するために用いる指標（第 96 項参照）

(2) 企業が設定したか、企業が満たすことを要求されている、具体的な定量的又は定性的目標

(3) 目標の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）

(4) 目標が適用される企業の部分（例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ（特定の事業単位、特定の地理的地域など）に適用されるのか）

(5) 目標が適用される期間

(6) 進捗が測定される基礎となる期間

(7) マイルストーン及び中間目標がある場合、その内容

(8) 目標が定量的である場合、それが絶対量目標であるか、原単位目標であるか

(9) 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域のコミットメントを含む。）を目標にどのように反映したか

93. 気候関連の目標について、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(1) 目標のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ

(2) 目標のそれぞれに対する進捗をモニタリングする方法

94. 第 93 項の開示を行うにあたり、次の事項を含めなければならない。

(1) 目標及び目標設定についての方法論が第三者によって認証されているかどうか

(2) 目標を変更する必要がないかどうかを確認する企業のプロセス

(3) 目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標

(4) 目標を変更した場合、その旨及びその内容

95. 気候関連の目標のそれぞれについて、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

(1) 気候関連の目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンス

(2) 企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析

96. 第 92 項から第 95 項に記述された目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を識別し、開示するにあたり、産業横断的指標等（第 46 項参照）及び産業別の指標（第 86 項参照）（適用されるサステナビリティ開示基準に記述しているもの又は「適用基準」の定めを満たす他の指標を含む。）を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。目標の達成に向けた進捗を測定するための指標を企業が作成した場合、第 89 項に従い、その指標についての情報を開示しなければならない。

（温室効果ガス排出目標）

97. 第 92 項から第 95 項に従って温室効果ガス排出目標を開示する場合、第 92 項から第 95 項に基づく開示に加え、温室効果ガス排出目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。

(1) 7 種類の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの

(2) スコープ 1 温室効果ガス排出、スコープ 2 温室効果ガス排出及びスコープ 3 温室効果ガス排出のうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの

(3) 温室効果ガス排出目標は、総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものか（第 98 項参照）

(4) 温室効果ガス排出目標がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか

(5) 温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明（第 99 項参照）

98. 温室効果ガス排出の純量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示しなければならない。

記載事例

［温室効果ガス排出目標以外の気候関連の目標がある場合］

ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

当社グループは、脱炭素に向けた取組みを加速するため[目標の目的]、再生可能エネルギー導入率を用いて[目標を設定するために用いる指標]目標を設定している。

当該目標は、当社グループ全体を対象とした[目標が適用される企業の部分]比率目標であり、パリ協定を踏まえた我が国の気候変動への取組みに沿って、20YY 年度の中間目標として、温室効果ガス排出を 20XX 年度比[進捗が測定される基礎となる期間]XX％削減するとともに、長期的目標として 20ZZ 年度までに[目標が適用される期間]ネット・ゼロを達成するため[気候変動に関する最新の国際協定を目標にどのように反映したか]、設定したものである。

	中間目標（20YY 年度）	目標（20ZZ 年度）
再生可能エネルギー導入率	XX％	XX％

上記目標は、目標設定についての方法論とともに、○○○○の認証を受けている。当社グループは、毎年、連結会計年度の期首に目標の変更要否について検討を行っている。また、当社グループは、目標に対する進捗を把握するため、当社グループの○○○○委員会において、再生可能エネルギー導入率の実績値を用いてモニタリングしている。

当連結会計年度における再生可能エネルギー導入率は XX％であり、その推移について　　（企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析）　　と分析している。

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ⅳ．指標及び目標

(c) 気候関連の目標

（温室効果ガス排出目標）

99.　使用する計画があるカーボン・クレジットについて説明するにあたり、次の事項を開示しなければならない。

(1)　温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用するカーボン・クレジットについて、当該カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度

(2)　当該カーボン・クレジットが検証又は認証された第三者スキームの名称

(3)　カーボン・クレジットの種類。これには、次の事項に関する情報を含む。

①　オフセットが自然に基づくもの（自然の炭素吸収を増進させることにより大気の温室効果ガスを低減させる方法）又は技術に基づくもの（科学的な技術により大気の温室効果ガスを低減させる方法）のいずれによるものか

②　オフセットが達成されるのは、炭素削減（現在の温室効果ガス排出源からの排出を削減すること）又は炭素除去（大気から温室効果ガスを取り出して貯留等を行うこと）のいずれによるものか

(4)　使用する計画があるカーボン・クレジットの信頼性及び十全性を主要な利用者が理解するために必要なその他の要素（例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定）

作成にあたってのポイント

① 気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）は、企業が設定した目標又は法令により満たすことが要求されている目標がある場合に開示しなければならないとされており、企業が気候関連の目標を設定していない場合には、設定することを求めていないとされています（気候基準第92項及びBC206項）。このため、開示のために新たに目標を定める必要はないと考えられます。

② 温室効果ガス排出目標は、気候関連の指標に関する開示において、温室効果ガス排出の実績値と関連付けて開示することも考えられます。また、その他の気候関連の目標についても、気候関連の指標に関する開示において、当該指標の実績値と関連付けて開示することも考えられます。

記載事例

（〇〇〇〇関連）

① 指標

（単位：〇〇〇）

	当連結会計年度
・・・・・・(*1)	XXX
・・・・・・(*2)	XXX
・・・・・・(*3)	XXX

(*1) 〇〇〇〇が公表する〇〇〇〇[サステナビリティ開示基準以外の情報源の名称]に基づく指標

(*2) 〇〇〇〇が公表する〇〇〇〇[サステナビリティ開示基準以外の情報源の名称]に基づく産業別の指標

(*3) 当社グループが作成した、（指標の定義）を表すための指標。当該指標は、（認証者の名称）による認証を受けた[絶対指標/相対指標/定性的指標]であり、その算出方法は（指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット）である。

[目標がある場合]

② 目標

当社グループは、〇〇〇〇するため[目標の目的]、〇〇〇〇を用いて[目標を設定するために用いる指標]目標を設定している。

当該目標は、当社グループ全体を対象とした[目標が適用される企業の部分]絶対指標であり、20YY 年度の中間目標として、20XX 年度比[進捗が測定される基礎となる期間]〇%の増加、長期的目標として 20ZZ 年度までに[目的が適用される期間]〇%の増加を目指すため、設定したものである。

	中間目標（20YY 年度）	目標（20ZZ 年度）
〇〇〇〇	XX%	XX%

当連結会計年度における〇〇〇〇は XX%であり、その推移について（企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析）と分析している。

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ｖ．指標及び目標

(a) 開示目的

30.　指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。

31.　指標（目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を含む。）の定義及び算定方法は、原則として、時間の経過とともに一貫性がなければならない。また、指標及び目標は、その内容を示す、明瞭かつ正確な名称を付し、定義しなければならない。

(b) 指　標

32.　第 30 項の目的を達成するため、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。

(1)　適用されるサステナビリティ開示基準が要求している指標

(2)　次のものを測定し、モニタリングするために企業が用いている指標

①　識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会

②　識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む。）

33.　第 30 項及び第 32 項を適用することによって開示した指標には、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを含めなければならない。

34.　識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在しない場合、適用される指標を識別するために、「適用基準」第 51 項から第 55 項を適用しなければならない。

35.　サステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を開示する場合、当該情報源及びその得た指標を開示しなければならない。

36.　企業が作成した指標を開示する場合、次の事項を開示しなければならない。

(1)　指標の定義。これには、次の事項が含まれる。

①　当該指標がサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整したものである場合、どの情報源から得たのか、また、開示する指標がその情報源で定める指標とどのように異なるか

②　当該指標がサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た指標を調整したものではない場合、その旨

(2)　指標が絶対指標、相対指標又は定性的指標のいずれであるか

(3)　第三者による指標の認証に関する次の情報

①　指標が第三者によって認証されている場合、認証者の名称

②　指標が第三者によって認証されていない場合、その旨

(4)　指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む。）

37.　指標（目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標を含む。）の定義又は算定方法を変更した場合、次の事項を開示しなければならない。

(1)　変更された指標に関する更新された比較対象の数値（実務上不可能である場合を除く。）

(2)　変更の内容

(3)　変更の理由（再定義された指標又は置き換えられた指標がより有用な情報を提供する理由を含む。）

38.　指標を新たに導入した場合、そうすることが実務上不可能である場合を除き、当該指標に関する比較対象の数値を開示しなければならない。

MEMO

サステナビリティ開示テーマ別基準第１号「一般開示基準」

Ⅲ．コア・コンテンツの開示

ｖ．指標及び目標

(c) 目　標

39.　戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、これらの目標に関する情報を開示しなければならない。目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。

(1)　目標を設定し、当該目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標

(2)　企業が設定したか、企業が満たすことを要求されている、具体的な定量的又は定性的目標

(3)　目標が適用される期間

(4)　進捗が測定される基礎となる期間

(5)　マイルストーン及び中間目標がある場合、その内容

(6)　目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンス

(7)　企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析

(8)　目標を変更した場合、その旨及びその内容

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

情報の記載場所

Ⅲ．相互参照

64.　サステナビリティ開示基準で要求する情報は、次のすべての要件を満たす場合、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。

(1)　法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合で、当該法令が、相互参照により開示を行うことを禁止していない。

(2)　相互参照により含まれる情報がサステナビリティ関連財務開示の一部となり、サステナビリティ開示基準の定めに準拠している。例えば、当該情報は、第 17 項及び第 18 項に定める有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を有する情報であることが必要である。

(3)　相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で利用可能であり、サステナビリティ関連財務開示が利用可能となる時点で利用可能となっている。

(4)　サステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。

65.　サステナビリティ関連財務開示の公表を承認する機関又は個人は、相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う。

66.　サステナビリティ開示基準で要求する情報が相互参照により含められる場合、サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が報告されている報告書を明瞭に識別し、当該報告書の入手方法を説明しなければならない。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行われなければならない。

作成にあたってのポイント

①　気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する指標及び目標に関する開示についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

②　適用基準に基づき人的資本関連のリスク及び機会を識別した場合、当該リスク及び機会に関する重要性がある情報として、「(2) 人的資本に関する開示」(87 頁から 90 頁参照）に記載した、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針についての指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を、「(1) サステナビリティ関連財務開示」の「5. 指標及び目標」(43 頁から 84 頁参照）に含めることがあると考えられます。この場合、当連結会計年度に係る情報については、相互参照（適用基準第 64 項）の方法によることも考えられます。

目標は、企業が設定した目標又は法令により満たすことが要求されている目標がある場合に開示しなければならないとされており、企業に特定の目標を設定することを要求していないとされています（一般基準第 39 項、BC58 項及び BC59 項)。このため、開示のために新たに目標を定める必要はないと考えられます。

記載事例

6.後発事象

（企業のバリュー・チェーンに重大な変化があった場合）

当社グループは、これまで当社グループの主要な製品である○○○○の生産に必要な○○○○を専らA国から輸入してきた。このため、当社グループは、○○○○に係る原材料調達について、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクとして識別している。

ここで、○○○○については、○年に、B国において大規模かつ有望な鉱床が発見された。当社は、同鉱区群を所有する○○社との間で協議を重ね、○年6月、同社との間に包括取引契約を締結した。これにより、（サステナビリティ関連のリスク及び機会に与える影響）。

（企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造に重大な変化があった場合）

当社は、○年○月○日開催の取締役会において、○○事業を譲渡することを決議し、同日付で譲渡先である㈱○○と当該合意書を締結した。当社は、当該合意書に基づき、○年6月○日付で事業譲渡契約を締結し、○年6月○日付で事業譲渡を完了した。

本件により、（サステナビリティ関連のリスク及び機会に与える影響）。

なお、本件による財務的影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（重要な後発事象）に記載している。

（サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに重大な変化があった場合）

当社グループの主要な仕入先である○○社が所在するC国において、○年6月に、温室効果ガス排出規制を強化する内容の法令が制定された。当該法令は○○○○を求めるものであるため、○○社の生産活動が大幅に制限される可能性がある。当該法令は短期間で審議され制定されたものであるため、当該法令の影響について、当連結会計年度のサステナビリティ関連財務開示では気候関連の移行リスクとして識別していない。

（その他）

○年6月に、D国においてマグニチュード○の地震が発生した。この震災により、当社グループの主要な製品の部品を製造する○○社の工場が生産停止に陥っており、本サステナビリティ関連財務開示の公表承認日現在においても生産が再開されていない。これにより、（サステナビリティ関連のリスク及び機会に与える影響）が見込まれる。

なお、本件による財務的影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（重要な後発事象）に記載している。

報告のタイミング

Ⅴ．後発事象

72.　報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、当該情報を開示しなければならない。

作成にあたってのポイント

① 適用基準では、どのような後発事象について開示すべきか示されていませんが、例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならないような重大な事象又は状況の重大な変化が発生した場合（適用基準第 44 項）においては、後発事象の開示を行うことがあると考えられます。そのような重大な事象又は状況の重大な変化の例は、適用基準 BC89 項に示されています。

② 適用基準第 29 項(3)では、サステナビリティ関連財務開示と、その他の財務報告書（関連する財務諸表など）の情報との間のつながりを理解できるように情報を開示しなければならないとされているため、後発事象についても、財務諸表において関連する情報を記載している場合には、参照を付すことが考えられます。

記載事例

(2) 人的資本に関する開示

① ガバナンス

当社グループは、……。

② 戦略

当社グループの……

重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、
当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。

……。

また、当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、……。

③ リスク管理

当社グループは、……。

④ 指標及び目標

当社グループの……

重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、
当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。

……。

また、当社グループでは、上記「②戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いている。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりである。

指標	目標	実績	
		前連結会計年度	当連結会計年度
○○○	○年○月までに XX%	XX%	XX%
×××	・・・	・・・	・・・
△△△	・・・	・・・	・・・

※サステナビリティに関する考え方及び取組についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

企業内容等の開示に関する内閣府令

（第三号様式記載上の注意）

(1)～(10)（略）

(10-2)　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(30-2)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(30-2)　サステナビリティに関する考え方及び取組

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

a　ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。

b　戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。c において同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。c において同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。

c　b の規定にかかわらず、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。

(a)　人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。

(b)　(a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

〔開示ガイドライン〕

5－16－2　有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下 5－16－2 及び 5－16－4 において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

MEMO

〔開示ガイドライン〕

5－16－4　開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)に規定する「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式記載上の注意(54)i に規定する「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30-2)a から c まで又は同様式記載上の注意(54)i に規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。

また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。

5－16－5　開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式記載上の注意(30-2)c(b)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意（29）に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第 1 の 5「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

① 「(1) サステナビリティ関連財務開示」（3 頁から 86 頁参照）において、適用基準に基づき人的資本関連のリスク及び機会を識別した場合、当該リスク及び機会に関する重要性がある情報として「(2) 人的資本に関する開示」（87 頁から 90 頁参照）の内容を含めることがあると考えられます（38 頁及び 84 頁参照）。

② 人的資本に関する開示に関する「作成にあたってのポイント」は、「有価証券報告書の作成要領」（2025 年 3 月期提出用）の 53 頁及び 55 頁をご参照ください。